

韓国開化思想における対外認識と「競争論」の再構成

——愈吉濬の「競勵原理」を素材として——

岡 克彦

目 次

はじめに

- I. アメリカ留学における愈吉濬の対外認識
 - 1. 韓国人初のアメリカ留学
 - 2. アメリカの民主主義
 - II. 愈吉濬の朝鮮「中立論」
 - 1. 朝鮮半島の中立化方案の背景
 - 2. 愈吉濬の「中立論」
 - III. 国際政治力学としての「競争論」への懷疑と新しい国際秩序の模索
 - 1. 「競争」概念の意義
 - 2. 「競争」概念の再考
 - 3. 競争に対する愈吉濬と尹致昊との比較
 - 4. 秩序ある「競争」概念の定立
 - IV. 「万国公法」としての国際秩序
 - 1. 福澤諭吉の対外認識
 - 2. 尹致昊の対外認識
 - 3. 愈吉濬の「万国公法」観
- おわりに

はじめに

韓国の「開化」（近代）についての見方は、福澤諭吉に代表される「東洋連帶」論に大きな影響を受けている。「東洋の列国にして、文明の中心と為

り他の魁を為して西洋諸国に当たるものは、日本の国民に非ずして誰ぞや¹⁾。この論理は、韓国や中国の近代的発展が日本の「文明化」の行程を一步遅れて辿っているという同系発展の観念にもとづいている²⁾。というのは、福澤が理解した「文明」の観念は、西欧の近代化プロセスをその認識の基軸にしているからである。「今の欧羅巴の文明は即ち今の世界の人智を以て僅に達し得たる頂上の地位と云ふ可きのみ。・・・・苟も一国文明の進歩を謀るものは欧羅巴の文明を目的として議論の本位を定め、この本位に拠て事物の利害得失を談ぜざる可らず」³⁾。とりわけ、東洋諸国は、西洋列強からの抑圧に抗するために、まずは国内の旧制を変革し「文明」化することが至急なる課題であった。その際、西欧の近代化との遠近が、東洋における「文明化」の進み具合を推し量る唯一のバロメーターだったのである。西欧文明を頂点とする同心円のなかに東アジア諸国は、その進展具合に応じて必然的に序列化されていく。こうした中で、日本は維新革命を通して徳川体制を打破して、ほかの東洋諸国に先駆けて文明化に一応、成功した⁴⁾。したがって、福澤の観念のなかでは、日本が「文明の中心」と「他の魁」として位置付けられる。と共に、日本型の「文明化」が、あたかも隣国の近代発展の模範のごとき存在と認識されたのである。

東洋諸国に対する「日本型文明化」の押し付けは、こうした同系発展の観念から導かれたものである。福澤が、金玉均らによって起こった甲申政変（1884）を積極的に支援したのも、一方で、その失敗に失望して「脱亜論」を説くに至ったのも、この観念の論理的帰結だともいえる。

この論理は、韓国側から見ても、ある種のディレンマを伴う。韓国が、同系発展の観念に則って近代化に成功することは、日本の近代化を評価せざるを得なくなる。他方で、近代化に失敗することは、日本に比べて韓国の近代化への内在的条件が存在しなかったことの承認を余儀なくされる。と同時に、日本の植民地化に一定の理解を示さなければならなくなる。このディレンマは、韓国近代の研究史にも大きな影を残した⁵⁾。

本稿は、こうした近代史のディレンマを止揚しようとする試みを、韓国

の開化論者・俞吉濬（ユ・ギルチョン：1856-1914）の思想のなかから読み解こうとするものである⁶⁾。俞は、福澤の教えを受けながらもそれを踏襲せずに、むしろ韓国独自のアイデンティティを模索した。その際のキー・ワードとなるのが「競勵原理」である。これは、福澤諭吉の『西洋事情外編』巻之一「世人相励み相争う事」から影響され、社会の進歩あるいは社会発展の原動力を生み出す「競争」（competition）という観念にもとづいて構成された概念である。俞は、国家を自立させ、韓国社会を活性化させるために「競勵原理」に注目する。ただし、「競争」ということばを使わずに敢えて「競勵」としたのは、国家や社会が弱肉強食の状態に陥る危険性を回避させるために、競争の「公正さ」を追求しようとしたからである。

特に、「競勵原理」は、万国公法と近代化論の関係に対する俞の本質的な理解にかかわってくる。万国公法は、西欧列強の国家関係を法的に規律している。西欧以外の国々は、その公法の適用から除外されて、事実上、弱肉強食の世界に放置されることになる。アジア諸国が万国公法の下で公正な取り扱いを受けようとすれば、西欧列強に比肩することができる近代国家にまで自国を「強国化」せざるを得なくなる。韓国の愛國啓蒙期に「自強運動」が積極的に展開したのも、また、明治期における日本の富国強兵政策の推進もその現われである。東アジア諸国を取り巻いた当時の国際状況での問題点は、後発国における近代発展の条件がまったく確保されていなかったことである。福澤の文明論は、こうした状況を前提として論じられたものである。したがって、彼の唱える「日本型文明化」を近隣諸国にそのまま当てはめることは、まったくの不公正な結果をもたらす。

当時、社会進化論は、このような事態を「競争」という観念でもって正当化していた。俞は、「競争」観念の不当性を批判する。とりわけ、裸の競争論がまかり通る国際社会では、弱小国家が存立することができる余地の少ないことを指摘する。したがって、俞は、国際社会の競争にこそ規範や制度を介在させて、その「公正さ」を確保することを力説する。当時、国際社会における「競争」をコントロールする制度的装置がまさに「万国公

法」であった。「万国公法」でもって国際社会における競争の公正さを追求しようとした。これが「競勵原理」を国際関係に具体的に展開した愈の基本的な論理である。詳しくは本論に譲る。

今まで、愈吉濬の説く「競勵原理」の形成過程に関しては、すでに別稿「韓国近代思想史における国家的自我と『競争論』の初期的展開」で論じた⁷。本稿はその続編である。以下では、次のような順序で愈吉濬の「競勵原理」について分析することにする。前者の論稿では、日本に留学した当時までの愈の对外觀を明らかにした。日本留学後、彼の对外認識で大きな転機を迎える。それが約2年間におよぶアメリカでの留学経験であった。したがって、本稿では、まずアメリカ留学時の彼の对外認識から論じ始めることとし、次に朝鮮の「中立化構想」について分析しつつ、本研究の主題である「競勵原理」の意義を述べ、最後に愈の「万国公法観」を解明することにする。

I. アメリカ留学時における愈吉濬の对外認識

1. 韓国人初のアメリカ留学

1882年春、朝鮮はアメリカと朝米条約を締結した。83年5月に初代米国公使 L.H. Foote がソウルに赴任した。これを契機に、国王高宗は同年7月にアメリカに報聘使という外交使節を派遣することを決めた。愈吉濬は、使節団・正使たる閔泳翊の隨員に抜擢され、アメリカに行くようになった⁸。

8名で構成された報聘使一行は、7月15日に朝鮮からアメリカ軍艦 USS Monocay 号に乗り、日本に向けて出発した。日本で、日本人・宮岡恒次郎と日本語に通じたアメリカ人 Percival Lowell を一行の通訳官兼秘書官として起用した。一行は、横浜から旅客船アラビック号で太平洋を横断したのである。1883年9月2日、サンフランシスコに到着した。一行は、アメリカ大統領に謁見し、アメリカ文物などを視察した。一方、愈は、使

節団の正使たる閔泳翊の支援で国費留学生として、アメリカに残り約2年近くに及ぶ留学生活が始まった⁹⁾。

俞は、日本に東京大学客員教授として赴任し、大森貝塚を発見した動物学者であり、熱烈な進化論者である E.S. Morse (1838–1925)¹⁰⁾ の指導を受けた。「碩学毛氏に伺って、彼の教えを受けるようになった」¹¹⁾。アメリカでの俞の生活は、18通にも及ぶモースに宛てた書簡から垣間見ることができる。とりわけ、俞は、1884年6月頃から学び始めたサウス・バイフィールド (South Byfield) に位置する大学進学を目的とした高等学校 (preparatory school) であるダマー・アカデミー (Governor Dummer Academy) での学生生活を通じてアメリカの文物と制度を学んだようである。

2. アメリカの民主主義

俞は、この学生生活を通じてアメリカ民主主義の核心部分にふれるのである。「先週、（学校で一引用者）くだらない問題について討議するために集いました。議長と書記が選出され、次に様々な問題について議論いたしました。最後に二人の学生が各自の意見を出して、投票で決定しました。学生の意見のなかには少し違ったものもありました。ひとつは、ほかの意見よりもずっといいに決まっていました。ことの本質が互いに異なります。だから、学生たちにはとても難しいことでした。様々な意見のうちで正しいひとつを選ぶために投票をしなければなりません」¹²⁾。

学校生活のなかで民主主義というシステムが実践されていることに対して、俞は次のように評した。「私は投票を見て驚きました。また、私自身、少し学ぶことができたのです。なぜ、そうなのかといえば、学生は本当に知的的であり、良心的でそして独自の立場を取っているためです。この学生は、アメリカのうちで最も優秀な人々でしょうか。そうでなければ、どうして私が上で話したような態度をとることができたのでしょうか。彼らは、平均的には世界の様々な国の学生と似ています。しかし、このような態度を取るのを見て、私は驚きました。アメリカ国民は、この地球上にい

るほかの国民よりずっと識別力と公徳心をもち、そして独自に判断のできる人々でした。この国民は国の思想傾向をすべて受け入れているのだと思われました。もちろん、私が思うには、この学生だけではなくアメリカ中のほかの学生も同じ資質を備えているのだろうと思います。子供がなくては国民性は形成されません。その国民性は市民の性格の如何にかかっていると思われます。国民性というのは個人の市民意識によって形成され、あらゆる市民は幼年時代を経るので、今日の子供は後世の市民となるのです」¹³⁾。高校生活のなかからアメリカ民主主義を発見した。民主主義は、その制度だけではなく、制度を支えている市民の資質がそれを機能させていく。将来、市民となる子供までもが、民主主義に対する知性、公徳心そして識別力といった能力を兼ね備えている。つまり、愈は、民主主義というものを、「制度」もさることながら、その制度を動かしている「国民性」それ自体から見出したのである。「学校の制度を研究して教育の深い意義を習得した。また、・・・軍備・学問・法律・賦税などを学んで、アメリカ政治の大綱を理解した後、はじめて感嘆と恐れ多い心が交差した」¹⁴⁾。

アメリカの国民意識の形成に大きな影響を与えたのが、よく指摘されるようにピューリタンニズムである。そのことは、愈より5年遅くアメリカに留学した尹致昊（ウン・チホ：1865-1945）¹⁵⁾の言説に現れている。「この街（ナシビル）は、・・・・百年前はインディアンの狩猟場であり、未開の種族が居住していた地域であった。しかし、キリスト教、立派な政府そして開化された国民が、天然の森を南部のアテネに変えてしまった」¹⁶⁾。「宗教は、個人的にも国家的にもあらゆる場合において（アメリカの）成功の基礎をなしている」¹⁷⁾。愈吉濬の指導に当たったモースも、愈にキリスト教を信じるようにしきりに勧めていたようである。愈の書簡には「先生（モース）がおっしゃられるように、キリスト教は宗教としては最も立派であります。・・・・キリスト教国家の国民は、自分の国に対して反抗せずに、いつも平和な生活をしているように思われます」と記されている¹⁸⁾。

しかし、このとき、愈はキリスト教のみならず宗教というものをきっぱ

りと拒否した。「私はこの世のいかなる宗教も信じません」¹⁹⁾。その理由は次のようなものである。「先生がおっしゃられた後、私は、宗教に関連する問題に対して見続け、疑問を解いてみようとときどき本も読みました。…『明日を考えるな』『惡は善で報いよ』という語句を読み、私は驚きました。これは、キリスト教国家では通用せずに、おかしくも我々国民の間で実践されています。そのわけは、先生がご存じのように、我々国民は利得というものを知りません。その結果、国はとても弱くなってしまったのです」²⁰⁾。朝鮮で開化を阻んでいるのは、まさに宗教や道徳である。むしろ、今、この国に必要なものは、宗教のような観念的なものではなく、民主主義、教育、軍事など、国民性を高める制度といった現実的なものである。

アメリカ留学中、愈は金玉均が主導し、三日天下で終わった甲申政変（1884年12月）の知らせを聞き、大きな衝撃を受けた。「甲申の年の冬、講義室で質問をしていたとき、学徒のひとりが新聞の切れ端を見せていうには『君の国で事変が起った』といった。愕然となり顔色が変って宿舎に帰ると、時ちょうど大雪が庭にある松の木を覆い、風が窓を打っていた。終夜、枕の上で寝返りを打って眠れなかった。故国への念が、万里幾重の海を隔てて往来していった」²¹⁾。愈は、この事件によって深い葛藤の淵に追いやられた。金玉均、朴泳孝、徐光範および洪英植などの同士たちが、政変の失敗後、処刑または亡命した。のみならず、愈自身、政変首謀者たちと密接な関係があることは、朝鮮政府内でも周知の事実であった。今後の身の振り方をどのようにすべきかを悩んでいたのである。日本およびアメリカ留学の支援者である閔泳翊が、甲申政変で開化派から刀で重傷したとの知らせも聞き、道義上の葛藤はさらに深まった²²⁾。

政変以降、執権した閔氏政権は、外国に派遣した留学生全員の帰国を前提として、学費の送付を中止した。しかし、愈は、アメリカの友人から相当額の金銭を借り受け、留学を続けたようである。ついに、国王から帰国命令の親書が愈の元に届けられた。愈は、モースに相談する暇もなく急いで帰国の途についた²³⁾。帰国途上の船のなかで書いたモース宛の書簡に

は、「私の家に帰る旅行は思いがけもなく急に決まりました。帰国の準備をすること以外に、教授に伺ってお別れの挨拶をし、私の気持ちを伝える時間的余裕がありませんでした。出発に当たって、教授のご家族にお目にかかる楽しみも持ちえず、また、確かな知識も身につけることもできずにアメリカを離れるようになることをとても遺憾に思います」と記されている²⁴⁾。

さらに、この書簡には、母国に戻って取り組むべき課題が書き記されている。「私は、韓国で革命が起り、希望もなく、落ち込んだ日のことを覚えています。・・・隣国（清国と日本一筆者註）が私たちの弱さや力の無さに付け込んで、すべての悪をわれわれに擦り付け、われわれの善を払いのけようとしています。われわれは、わが国のためにどのようにすれば力を取り戻すことができるのか。悪に代わって正義を探すことができるのかを考えるようになりました。したがって、私は次のような結論に到達しました。力以外に、どんな宗教もその助けにはならない。その力とは、将来のための準備において、誠実な考えをもつことのみだと考えられます。それで、私はわが国に帰って、国にとって何がよいのかについて、私が出した結論をわが国民に提起しようと思います。そのために、私は故国に帰ります」²⁵⁾。朝鮮を取り巻く対外関係において、清国や日本が朝鮮の主権を脅かそうとしている。朝鮮の主権が他の国から侵されずに堅持することが、愈のいう「正義」である。その正義を実現させるためには、まずは「力」を養うことである。宗教といった観念的なものではなく、「力」という現実的なものが先決であった。愈には、『競争論』で展開された「力の論理」が、正義を発見する上での前提条件であった。こうして、愈はアメリカでの約2年数ヶ月に及ぶ留学生活に終止符を打ったのである。

II. 楠吉濬の朝鮮「中立論」

1. 朝鮮半島の中立化方案の背景

朝鮮へと帰国の途についた楠吉濬は、おそらくニューヨーク港からイギリス行の船に乗って、ロンドンに入ってその都市を観光した後に、イギリスを離れエジプトのポートサイドを経由して、紅海を通過、シンガポールおよび香港を経て日本に到着した模様である²⁶⁾。楠吉濬は、1885年12月16日に韓国に帰国した。金玉均を中心とした甲申政変が失敗に終わる否や、開化派に対する政府の肅正は相当なものであった。その圧力は、楠に対しても例外ではなかった。楠も、永い幽閉生活を強いられた。その間、楠の对外觀を知る上で重要な文献である「中立論」が書かれた。朝鮮半島の中立化方案の発端は、壬午軍乱後、日本で政府当局者や民間の世論を通じて盛んに議論されたところからであった²⁷⁾。というのは、日本は、朝鮮に対する清國の影響力を弱めるための方策として朝鮮の中立化を考え出したからである²⁸⁾。当時、日本に留学中であった楠吉濬も、朝鮮の中立化を考慮したのか、帰国後、彼が書いた『国権』で戦時中立・永世中立を説いている²⁹⁾。

朝鮮で中立化案が本格的に台頭したのは1885年であった。当時、閔氏政権下において、国王高宗は、第三国であるロシアに朝鮮の保護と軍事教官の派遣を要請した。その要請に対して、ロシアはその代償として朝鮮の不凍港である永興湾の使用を要求し、朝鮮進出の足がかりにしようとした。いわゆる、前後二度に渡る朝露密約事件である。このことをいち早く察知したイギリスは、アフガニスタン問題をめぐるロシアとの緊張とも関連して、1885年4月、ロシアの朝鮮進出阻止と将来の対露開戦に備えてウラジオストック先制攻撃の作戦拠点地とする目的で巨文島を占領した³⁰⁾。

ところが、朝鮮における英露の対立は、それ以上には激化せず、むしろ鎮静化に向かっていった(1887年3月イギリス巨文島撤収)。ロシアはいまだ朝鮮に市場としての価値をさほど認めていなかった。また、たとえ朝鮮を支配したとしても軍事的に朝鮮を維持・防衛することに自信がもてな

かった。そのため、ロシアは、日清間の勢力が均衡に保たれている限り、朝鮮への進出を積極的には願っていなかった。一方、イギリスも、また朝鮮市場にいまだ魅力を感じていない。日清が、勢力均衡を保ちロシアを牽制する状態が続く限り、イギリスは朝鮮に既得権以上のものを求めようとはしなかつた³¹⁾。

当時、朝鮮をめぐる西欧列強の動きは、日清の勢力均衡によってある程度、落ち着いていた。実際、日清両国は、1884年4月の天津条約によって、少なくとも日清戦争までは勢力の均衡を保っていたのである。ある論者は、この時期のことを次のように評する。「朝鮮半島の中立化案が台頭した1885年は、ある意味で日朝修好条規（丙子修好条約）が締結された1882年より重要な意味をもつと考えられる」³²⁾。すなわち、当時の情勢は、朝鮮側から見ると、諸列強の勢力均衡状態を利用することさえできれば、「朝鮮の中立化」を通じて国権が保全できる絶好のチャンスのときであった。ちょうど、この時期に朝鮮の中立化を構想したふたつの案が出された。ひとつは、駐朝鮮ドイツ副領事ブドラー（H. Budler）が外衙門督弁の金允植に外交文書で中立化を勧めたものである。しかし、朝鮮側はこれを拒否した。もうひとつが、俞吉濬の「中立論」（1885年）であった。

2. 俞吉濬の「中立論」

俞は、朝鮮を取り巻く列強に対する情勢分析を次のように行う。当時、彼は、日本の近代化論を模範としつつも、それはあくまでも自国の独立にとって、当面の方策のひとつに過ぎないと考えていた。中立論は、こうした俞の客観的な状況判断がよく示されているところでもある。とかく、親日派として烙印されがちな俞ではあるが、日本の行動をほかの列強との力関係から客観的に捉えていた。

「日本もわれわれを侵略する意思がなくはない。だが、彼らはその形勢に不足なところがあり、力も及ばないことをよく知っている。そのうえ、自らを保全することに余念がない」³³⁾。当面は、日本は朝鮮を侵略するおそれ

はない。しかし、「今回、中国軍が200里外に駐屯した。だが、日本軍は遠くから押し寄せてきて、ソウルに進駐した。……これはわが国を見下しているだけではない。そこでは彼らは身勝手に中国を軽視したということを知ることができる。……今、日本軍がしばらく撤収したとしても、これはただ目の前の軍隊が出ていっただけであって、その国が抱いている胸中の侵略欲は消滅しない」³⁴⁾。日本を常に警戒する必要があることを説く。

アメリカに対しては、アメリカ留学経験を踏まえて以下のように分析する。「アメリカは遠く太平洋の端にあり、わが国と深い関係はない。しかも、モンロー主義を標榜した後には、ヨーロッパやアジアのことに関与できなくなってしまった。……だから、アメリカは通商の相手として親しくできるだけである。危急なときに助けてくれる友邦としては信じることができない」³⁵⁾。

注目すべきことは、清国に対してこの上なく好意的であるという点である。「わが国が今日の形勢として万国の間にあって土地と人民を保全することができたのは、中国がもたらしてくれたものである」³⁶⁾。あれほどまでに華夷秩序を批判の対象としているのとは裏腹に、ここでは中国との朝貢関係を通じて、国家の安全をもたらしてくれたことを積極的に評価している。「中国はわが国と何千年間、奉貢・受冊してきた国である。……中国は多少、時務には劣るといわれているが、今回の援軍を要請したときのひとつのことだけを見ても、平素の愛好を推し量ることができる」³⁷⁾。

なぜ、このとき清国に対してこんなに好意的だったのか。

甲申政変以降、清国は朝鮮の開化・自強運動を抑制するために、1885年11月、袁世凱を駐箇官として任命し朝鮮に派遣した。袁の任務は、朝鮮の開化・自強運動を徹底的に締め出すことによって、再び反清政変が起こらないように朝鮮の内政に干渉することである。それゆえに、当時、政権を握っているのは親清派であった³⁸⁾。政府内で開化派の力が極めて脆弱などきに、敢えて清国に刃向かうことは、軟禁中の身にあって自らの政治的生

命のみならず命そのものを失う危険がある。したがって、愈は清国に積極的に好意を寄せるようなポーズを示したのかも知れない³⁹⁾。

このように、情勢分析をした上で、愈は絶えず列強間の「均勢之法」(バランス・オブ・パワー)⁴⁰⁾を念頭に置きながら、朝鮮の国権を保持できる道を模索した。「大概、一国が自強できずに、様々な国との条約に依拠して辛くも自國を保存しようとする計策はとても窮屈である」⁴¹⁾。朝鮮は、いまだ、自国の内政改革が進展しておらず、自力で自國を守ることができない段階にある。こうした段階では、ただ大国間の政治力学を活用しながら、当面、国家の安全を堅持するほかに方法がない。「中立論」に流れている愈の对外認識は、権力政治のそれであった。「強い国が弱い国を、大国が小国を呑み込もうとすることは、本来人生の技療である」⁴²⁾。力と力とが錯綜した列強間の権力関係が、端的に述べられている。そこには、大国間の政治力学を比較考量するという「力」の認識こそあれ、権力に優位した規範の存在を読み取ることはできない。

こうして、愈は次のような形で中国主導の中立論を展開する。「ただ、中立といつだけが、真実にわが国を守る方策である。しかし、これは我々が最初に提唱することはできない。中国がこれを主導して処理してくれるようになりするのがよいであろう。·····中国が条約の主張者となってイギリス、フランス、日本、ロシアなどアジア地域に關係のある諸国が会同する場所で、わが国が参与して共同でその条約を作成するようになりなければならない」⁴³⁾。しかし、朝鮮政府は、愈の中立化方案に関心を示さなかった。結局、「中立論」はその実現を見なかつたのである。

なぜ、愈の中立論は日の目を見なかつたのであろうか。

その原因は、朝鮮に取り巻かれた国際情勢を客観的に認識できる視角がそもそも執権者にはなかつたことである。言い換えれば、執権者は、西欧の外交準則に対して無知であった。そのために、愈の中立論は、執権者に省みられることはなかつたのである。愈は、執権者に対して次のように嘆いている。「人が、或いは時勢に慣れなかつたり、公法(万国公法一引用者)

に全く暗くて、贈貢国と属国の分別がつかず、朝貢する関係を挙げて属国の地位として自らを扱う者もある。……（それは）ただ、時勢の大局に縛られて過度に崇拜する礼度で自らを保全しようとする策略がないからである」⁴⁴。一方、愈の中立論そのものにも問題があった。愈の戦略は、「均勢之法」（バランス・オブ・パワー）に対する彼なりのアプローチの試みである。そこには、列強の力を相互に牽制し合いながら、その力関係のなかから「中立」というバリアを張って自国の安全を確保する、という「リアル」な計算がある。当時の知識人の外交認識一般から比べれば、愈の中立論は、確かに西欧の外交準則を見据えた鋭い知見である。しかし、列強のバランス・オブ・パワーを利用して外交問題を処理することは、実は執権側の伝統的な「外勢依存」戦術の延長に過ぎないのである。朝鮮がその戦術を踏襲して重ねてきた外交失敗は、最近、起こった金玉均の甲申政変の失敗にも象徴されている。当時、そもそも「パワー」のない弱者たる朝鮮が、小手先だけで列強のバランス・オブ・パワーを操作することは、国際政治に対する「リアル」な対応に見えて、実はそうではなかった。愈の戦略は、かえって列強侵略の糸口を広げるおそれがあった。韓国の歴史学者のある嘆息が聞こえてくる。「19世紀後半期のわれわれの歴史は、失敗の歴史であった。（その原因の一引用者）最も重要なもののひとつが支配階層の外勢依存にあった」⁴⁵。執権者や愈吉濬を含め、そこに事大意識の残像が見てとれないだろうか。

III. 国際政治力学としての「競争論」への懷疑と 新しい国際秩序の模索

1. 「競争」概念の意義

日本に留学した直後に叙述された『苧社輯訳』（1883）には、すでに分析したように「力よりも規範に」重点を置いた「國權」の論理と、「規範よりも力に」力点を置いた「競争論」および「世界大勢論」などの論理とが、

相矛盾して混在していた⁴⁶⁾。ある論者は、この点について「一種の思想的な『断絶』」だと評している⁴⁷⁾。そこには、多分に『学問のすすめ』から『通俗国権論』へと思想転向した福澤の影響が強く反映していた⁴⁸⁾。この相矛盾した論理が、日本に留学した後、愈吉濬の思想が形成される過程のなかで、いかに内在的に昇華されていくのかを、アメリカ留学と中立論などにおける外交実践を通じて分析してきたのである。

アメリカ留学や「中立論」に現れた愈の対外認識は、端的に「規範よりも力に」重きを置いていたようにも見える。ところが、実際は、朝鮮において開化という内政改革が事を運ばず、他方、外交政策は外交政策で、失敗続きのなかで、愈は「力」のみに比重を置いた視角には、ある種の限界を感じていた。確かに、内政改革にあたっての最重要課題は、国力を高める自強政策以外にはない。だが、この政策を推進せざるを得ないということは、逆に、容易には列強に対抗しうる力を備えることはできないことを含意している。自強政策には、ある程度の長期的な時間が必要になってくる。ということは、当面は今の国力で列強と張り合わなくてはならない。現時点の勢力でその国権を保持しなければならない。その最善の策が実は中立化の方案であった。けれども、大国間の政治力学を利用した中立化政策は脆くも挫折した。今や、「パワー」のない朝鮮が、自国に対してであれ、強大国に対してであれ、単に権力に依存していただけでは国家を保全できない。その結果、愈は、権力に偏重した対外観、そして権力政治を原理的に根拠づけてきた「競争」という観念に根本的な懷疑を抱き始めた。改めて「競争」原理を再検討することに、愈は迫られたのである。それが、『西遊見聞』(1889年)で展開されている「競争」論なのである。

『西遊見聞』では、より根本的に人間世界における「競争」の意味を探ろうとする。それが「人世の競勵」⁴⁹⁾と「偏党の氣習」⁵⁰⁾である。ここで注目すべきことがふたつある。ひとつは、「競争論」では competition を「競争」ということばで使っていた⁵¹⁾にもかかわらず、『西遊見聞』では「競勵」ということばに改まっていることである⁵²⁾。もうひとつは、愈の「競

励」概念が、『西洋事情外編』で福澤諭吉が訳出したチェンバースの『学校および家庭教育用の政治経済学』(William and Robert Chambers, *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*) (以下、『C経済書』と記す)⁵³⁾で述べられている「世人相励み相競う事」(SOCIETY A COMPETITIVE SYSTEM) から影響を受けていることである⁵⁴⁾。これらの点に着目するのは、以下の論点を解明したいからである⁵⁵⁾。

競争という概念が、愈の思想のなかでどのように変化したのか。「競争」を「競勵」と言い換えているが、両者の違いは何か。愈の理解する「競勵」の意味を解明する作業は、結局、『C経済書』の competition 概念との違い、さらには『C経済書』の文献に強く影響されたとする福澤の「競争」理解との差異を導き出すことにつながる。

福澤は、『C経済書』の競争 (competition)⁵⁶⁾を「相励み相競ふ」⁵⁷⁾ということばに訳している。これに対して、愈は競争 (competition) を「競勵」ということばに置き換えている⁵⁸⁾。競争に含意した、ことばのニュアンスの違いは、単に字面の違いに過ぎないのか。あるいは、愈と『C経済書』は、競争に対する理解に根本的な違いがあるのだろうか。

『C経済書』では、冒頭で、人ととの結びつき方が家族と社会とで違っていることを次のように説明する。「一種の情合を存して互に身を棄て物を棄てゝ憚ることなきは家族の間柄なれども、今家を出て世間を見るに、斯る情合の存する所なく」⁵⁹⁾。家族と社会の違いは、「情合」(the disinterested affection and the willingness) の有無にあるとする。家族は、その構成員間の「情合」を中心として関係が結ばれている。他方、社会は「情合」を中心として関係が結ばれていない。

では、社会は何によって各構成員の関係が結ばれているのか。それが、「是即ち世人相励み相競ふの性情」(competitive principle・競争原理)である⁶⁰⁾。つまり、社会は、競争という人間の性向によって形成し発展する。「人々自から我路を行き我職を務め我趣意達せんとして先を争はざる者なし。是即ち世人相励み相競ふの性情にて、世のために益をなすこと少から

す」⁶¹⁾。

俞も、『C経済書』の論述を受けて以下のように家族と社会の違いを述べる。「大抵、家族の関係は、身を労しても苦にならず、物を費やしても憚らない。しかし、人が其家を出て世人の相交わる道を行うに至ってはそうではない」⁶²⁾。俞は、社会の一般原理たる「世人相励み相競ふの性情」(competitive principle) を「世人の相交わる道」と言い換えている。俞は、家族と社会の違いを社会の側から説明している。すなわち、「世人の相交わる道」の有無によって両者を区別した。

このフレーズは、『C経済書』の理解を前提とした上で、社会の本質を「世人の相交わる道」ということばに要約したのか。あるいは、社会に対する『C経済書』の理解とは、全く違った理解をしようとしたのか。とりわけ、社会を把握するに当たって、それを「相交わる」という人間関係の仕方（機能）に力点があるのか。あるいは、「道」という人間関係の掟（規範）に重きが置かれているのだろうか。

俞のいう「世人の相交わる道」、それが「競勵」である。人々は、「各其自己の職分を務め、自己の好悪に従って自己の欲する趣意を達成しようと先を争うものだ。これ、すなわち相競相勵することである」⁶³⁾。競争による社会効果について、『C経済書』では単に「世のために益（the advantage of human nature）をなすこと少からず」⁶⁴⁾と述べるに止まっている。俞は、社会発展の原動力として競争を捉えている。「人間（世間一筆者註）の美利公益は、この（競勵の一筆者）道によって成就するものであり、天下現在の有り様は、この道によって保存される」⁶⁵⁾。また、「古今の人事を調べてみて、その発生と結果を仔細に見ると、大きなことから小さなことに至るまで日毎に異なり新しくなり千変万幻する実相は、すべて競勵する道の一条の門路により出入りするものである」⁶⁶⁾。俞の競争論は、『C経済書』に展開されていた競争観念を批判的に咀嚼していくのである。

2. 「競争」概念の再考

俞は、人間や社会の存在にとって不可欠な「力」が発生するメカニズムを、以下のように説く。「競争というのは、要するに人と人との交際より生じるものである」⁶⁷⁾。「人が生きるに当たって、各自の趣向にしたがって一身上の利益を一人で企てるが、それをなすためには一人の力ではなく、他人との交わりを結んでそれを実現する者が多い」⁶⁸⁾。「交際」とは、人々の欲望と欲望とのぶつかり合いである。社会を発展させる力は、他者との相互作用のなかから発生するのである。「一国の人民の智徳が日々増進するゆえんは競争する気力に富んでいるからである。その文学(学問—筆者註)技芸が日々増していくのも競争する気力に富んでいるからである」⁶⁹⁾。「余等は一国人民のためにこの（競争の一筆者）気力がますます強く、ますます盛んに・・・・なることを希望する」⁷⁰⁾。

確かに、力そのものは、一方で社会や人間存在を発展させる方向に機能する。しかし他方で、力は社会存在を破壊させる方向にも働く。なぜなら、力それ自体には、ある方向に方向付けたり、力の強弱を自らコントロールする自己規定性がないからである。力は、そもそも、さまざまなベクトルへと進む方向を秘めた無規定的な存在である。ゆえに、力がいかなる方向に進むのかは、力そのものからは決定できない。力はまさに諸刃の剣である。「競勵する道を善用すれば、すなわち人世に大福をもたらす。競勵する道を悪用すれば、すなわち人世に大禍を招く。故に、左右いずれかを取捨選択することが人世禍福の要である」⁷¹⁾。俞は、一方で競争によって引き起こされる社会破壊の危険性を十分に認識しながらも、他方で、「競争」という観念すらなかった当時の韓国社会を活性化させるためには、社会発展の効果を導くこの観念の可能性を捨てることはできなかった。そこで、俞の課題は、破壊力という副作用を最小限に食い止めつつ、社会発展の推進という効果のみをいかにして「競争」観念から引き出すかである。

また、力は、競争という営みを通じて、必然的に強者と弱者、あるいは勝者と敗者に分ける。「天下各人のなかには、有智者があり、不智者がい

る。有徳者があり、不徳者がいる。有能者があり、不能者もいる。貧者もいれば、富者もいる。その相懸隔は、天地と天淵に比べられるだけではない。これは、その天賦に智愚賢不肖の分別があり、また或いはその教育と習慣に善不善の異同によるものもある。しかし、要するに天下各人が競争する精神に強弱があり、高卑がある故である」⁷²⁾。社会集団で機能している力——ある意味では権力——一は、前述したようにある特定の集団や個体に偏って集まる傾向がある。逆にいえば、力がひとつのところに凝縮するからこそ、社会的にその威力と効果を発揮しているともいえる。つまり、社会集団のなかでは、勢力や力は不均衡に分布しているのである。

このように、競争論は、社会における力の無規定性と不均衡性を明らかにした。社会的「力」の無規定性と不均衡性を機能的に理論化したものが、実に競争論なのである。だからこそ逆に、この理論は、力の無規定性と不均衡性を正当化する論理へと転化する危険性を同時に孕んでいる。とりわけ、国際社会では、国家間の力の無規定さと不均衡さが、最も露骨な形で現れる。「パワー」の弱い小国は、競争論によって列強に対抗できる力を自ら養うか、でなければ、国際社会で自然淘汰するのか、という二者択一に迫られる。愈と共に日本に留学していた開化派・尹致昊のことばに、そのことが象徴されている。「歳月が流れれば、朝鮮も他の国と同じく文明化されるであろう。・・・もし、朝鮮人がこれを実現できなければ、他人人がそれを行うであろう。ひとつの民族は、向上するのか、死滅するのか、これ以外にはほかの道はない」⁷³⁾。愛国啓蒙運動家・朴殷植も語る。「我が国の独立は、我が国の自力でするものである。他国の力を借りず、自強の性質を培い、自立の基礎を扶植するものである。もし、そうできなければ、永く永く他人の奴隸になるだけである」⁷⁴⁾。

3. 競争に対する愈吉瀧と尹致昊との比較

競争論が弱小国に突きつけた、生き残れるのか、あるいは、死ぬのかという二者択一のサバイバル問題は、韓末期の思想界で議論された重要論点

のひとつである。その代表的論者が尹致昊であった。

尹致昊は、5年間、アメリカに留学した。当時、アメリカでは、白人優越主義が社会進化論と結合して人種間の優劣について公然と論じられていた。人種間の競争による進化にもとづいて、白人とそれ以外の人種との優劣が決定される。社会進化論が、まさにアメリカの人種差別を正当化する役割を果たしていたのである⁷⁵⁾。尹は、アメリカに滞在中、深刻な人種問題に突き当たった。

尹は、アメリカに到着した数日後、ホテルに行ったところ中国人と間違われ宿泊を断られた。しかたなく停車場で一夜を過ごしたことがある。「夜9時頃にカンサスシティに来て、夜を明かした。宿屋に行ったが、私を中国人だと誤って理解して、よく聞きもせずにむげに断られた。情けないが停留場で夜を過ごした」⁷⁶⁾。アメリカ在住の中国人と黒人、そしてインディアン人がどれほど冷遇を受け、蔑視されているかを目撃した。「西部での中国人への迫害、南部での黒人に対する扱い、そしてあらゆる州によるインディアン人に対する冷遇は、『譲り渡すことのできない人権』という、あの誇り高きアメリカ主義についてハッキリと物語るものである。・・・・・私は卑劣で偏見に満ちたアメリカ人の行動と、最も高慢な彼らの主義とが全く矛盾していることを非難する」⁷⁷⁾。アメリカ人の「雄弁家、説教者、詩人そして政治家たちは、人間の平等と自由と友愛について多くを語る。だが、このことは、実際にアメリカ人が唱える平等主義などが、単なるうわべのものに過ぎないということを示している。すなわち、この『自由の地』で譲り渡すことのできない人権を享受しようとすれば、人は白人でなければならぬ」⁷⁸⁾。アメリカの民主主義は、人間の自由と平等の不可譲な権利を白人に限定させ、白人による白人のための民主主義に過ぎないと規定した。

篤実なクリスチャンであった尹は、文明社会と人種差別そして、弱肉強食と神の摂理の間にある矛盾の淵で深く葛藤し始めた。柳永烈のことばを借りれば、「神の正義」と「力の正義」との格闘である⁷⁹⁾。尹は、一方でアメリカの神学校で学んだキリスト教を、人間改善の倫理と社会変革の倫理

として受け入れた。しかし他方で、「もし、神様が正義であるならば、どうしてすべての不義と罪悪を犯した王と皇帝そして、ほかの個人と国家を容認し審判せずにそのままにしているのか」⁸⁰⁾。「弱者が、強者の餌であるという冷酷な法則で世界が創造されたとき、絶対者は弱者の利害を考慮に入れたのか疑わしい」⁸¹⁾。あらゆる不義と不正がまかり通っている「弱肉強食」という現実から、神の摂理を疑う懷疑的なところを見せてている。言い換えるならば、尹は、アメリカの人種問題を通じて、競争論の問題性に行き当たっている。この点は、同じくアメリカ留学をした愈吉濬よりもアメリカ社会の本質を掘り当てているともいえる。尹は自ら、黄色人種というマイノリティの視点から、競争論を相対化しうる絶好の高みに立っていたともいえる。

愈吉濬も、競争論にある懷疑を抱いていた。「武を尊び、力に任せる国であれば、富貴に至るには、他人の物を奪取するほかにその道がない。不文不明な世に富貴を得た人を見ると、(その人は一筆者)必ず他人に損害を与えた者である。或いは、名目もなしに戦争を起こし弱小国を侵略し、盗人のような行動で富貴を自ら築く者もある。また、ある勢力と地位に事を寄せて、弱い人民を奴隸のように使役して、その血と汗を吸って富貴を楽しむ者もある。これは、皆他人に損害を与えて自分の利を貪った者である」⁸²⁾。

競争論は、弱者に対して「強者に対抗できる力を持て」と強要する。弱者は、当然に強者となるために、自らを養うことを課題として、その方向に努力することも可能であろう。朝鮮の開化期に積極的に唱えられた「自強論」は、その典型である。したがって、競争論は、原理的に弱者に「強者」となる道を切り開き、「競争」の場に参加するチャンスを与えていている。むしろ、弱者に「競争」のアリーナに出場することを積極的に囁けているともいえる。

ところで、人間社会において競争を競争として成立させるためには、必ずルールと制度が必要である。当時、競争論は、生物の進化論によって基

礎づけられたことは、よく知られているところであった。自然法則と社会や人間の当為とが、未分化な状態にある状況下では、人間社会で営まれている競争が、容易に自然法則化される。その結果、競争を成立させているルールや制度は、競争している当事者では左右することのできない「すでに与えられたもの」として先駆的に存在しているかのような錯覚を与える。とりわけ、愈吉濬が進化論を受容した後、韓末期での競争論に関する理解の特徴は、競争のルールや制度を含めて競争自体が「自然の法則」という権威の下で絶対視されたことである。「現今二十世紀は、生存競争時代である。優勝劣敗と弱肉強食は自然の理勢である」⁸³⁾。「周囲情態に適合するもの、すなわち生存に適合した性質を具備した者が遺存し、不適なものが敗滅することは天然の理勢である。しかば、優勝劣敗し、適者生存し、不適者滅亡する自然淘汰は生物進化的一大原因である。……人類社会が進化する状態もまた優勝劣敗の大法則を免れることはできないのは当然である」⁸⁴⁾。競争者は、自然界のごとく「与えられた土俵」の上でしか戦うほかにないのだろうか。しかし、人間社会における競争システムは、人間自ら「つくった」ものである。特に、市民革命後、自由主義を取り入れた資本主義社会の競争原理は、なおさらそうである。「つくった」という意味では、競争のルールや秩序は常に作り替えることができる契機がある。

ところが、強者が主張する競争論は、得てして競争の結果そのものを正当化する論理になりやすい。と共に、結果をもたらしたルールやシステム自体を絶対視しようとする。ジョン・ポックキーが強く指摘するように、西欧の社会進化論は、貧富の格差をもたらした資本主義社会の問題性をブルジョアジーの側から正当づける論理と化した⁸⁵⁾。競争論は、競争の背後にいる「強者・勝者」を作り出した社会システムの問題を隠蔽しようとする。競争システムそのものは、競争の「場」に参加する権利を弱者にも保障する。けれども、弱者を弱者たらしめ強者になれないよう巧妙に操作する危険性は常にある。ルールが不公正であれば、そのルールの下で行われた競争は、競争する前から結果は決まってしまう。競争論は、実にルールそ

れ自体の不公正さを下隠しするのである。ここに、競争システムそのものを「パワー」のない弱者の立場から問題視する視角が生まれてくる。アメリカ社会が抱えている人種問題を通じて白人の論理を批判した尹致昊や、中立化政策に挫折し、植民地欲に飢えている列強の前に立っている朝鮮の状況を憂う俞吉濬は、まさに弱者の立場から競争論を懷疑しようとしたのである。

さらに、「競争後の問題」については競争論は沈黙している。すなわち、敗者は、勝者から受けた結果について当然甘受すべきものなのか、という点について競争論は黙っている。具体的には、以下の問題群が「競争後の問題」である。①社会集団のなかで不均衡に散在している力は、弱者と強者間に公平に配分すべきではないのかという論点、②強者の力が弱者の利益を侵害するほどに強大な場合、その強者の力をどの程度まで抑制させるべきかの論点、さらに、③強者によって侵害された弱者の利益をどのように救済するのかという論点などである。つまり、個々の欲望のぶつかりと利益間の衝突をいかなる仕方で調整すべきなのかという問題である。それでは、これらの問題が、俞吉濬、尹致昊、『C経済書』でどのように展開されているのかを、以下で見ていくことにする。

4. 秩序ある「競争」概念の定立

『C経済書』では、次のようにいう。「我幸福を求め我趣意を達し我活計を求て他を顧みずと雖ども、独我私欲を恣にして他人の妨を為すの患なきは文明の然らしむ所なり」⁸⁶⁾。これに対して、俞は、「自己の欲する趣意を達成し世人を顧みずとも、公道を妨害したり、私欲縱恣する患いがないのは、教導の政化のいたすところのものである」とする(傍点筆者)。競争において、人々の欲望や利益が調整され、社会に発展の効果をもたらすのは、『C経済書』にあっては「文明の然らしむ所」であり、俞にあっては「教導の政化のいたすところ」である。競争における、利益を調整する仕方が『C経済書』の場合と俞の場合とで明らかに違いがある⁸⁸⁾。

両者の違いを引き出すために、もう少し、両者の言説を追ってみよう。以下のフレーズは、原文ではなく、福澤諭吉が独自に付け加えたものである。「今教なき夷民の群衆中に一片の財貨を投与しなば、其群集忽ち上下に動乱し互に之を争て、……其醜態見るに忍びざる」⁸⁹⁾。この事態について、福澤は「文明の世に於ては然らず」と評する⁹⁰⁾。一方、愈は「これは、競勵する道に綱紀がないゆえである」⁹¹⁾と捉える。さらに、『C経済書』では、「文明の教漸く行はれ、人々徳行を修め智識を研くに至て、世の形勢全く其趣を異にし人自から利達を求めれば (In a state of civilisation), 共に他人の利達に致し、人自から利達を求めれば、……自己の力を用て他人の物を貪ることなし」という⁹²⁾。愈は、『C経済書』のこのフレーズを参考にして、趣旨の異なった論述をする。「時世の風気が漸に開かれるに至っては、人は言行を修め、智識を研く。これによって、国家の法紀が正しく改まり、民生の権利が保護されると、競勵の風習もまたこれに従って変わるものである」⁹³⁾とする。

両者の一連の言説を見比べてみると、競争によって必然的に引き起こされる欲望あるいは利益相互の衝突をいかなる仕方で調整するのかについて、『C経済書』と愈は根本的な違いがある。すなわち、『C経済書』では「文明」(civilisation)のなかに個人間の欲望や利益を調整する力が備わっていると理解する。「文明」(civilisation) それ自体に、利益調整機能が内在的に存在しているのである。これに対して、愈は「文明」に全く利益調整の役割を委ねきることに疑問を呈する。むしろ、個人間の欲望や利益の調整は、「綱紀」や「法紀」たる規範あるいは「政化」たる制度を通じて行われるべきであるとする。

こうして、愈は、ある重要な命題を引き出す。「おおよそ、人は他人に損害を相及ぼさず各自自己の富貴利達の志で、相勵する精神を起こし相競する気性を鼓舞して、先を争い後に退くことを嫌がるものである。だが、そこに弊害が起こらないのは、世界公道の利益を営求し相資する大道を遵守しているからである」⁹⁴⁾。愈の理解する「競勵」とは、一定のルールに則っ

た競争である。すなわち、「公正な競争」なのである。競争という自律的な営みに、規範や制度を介入させて競争の公正さを徹底的に追及しようとする。「法律権利」は、強者の力から弱者の利益を保護するために、法律や権利あるいは制度でもって競争原理をコントロールしようとするものである。

他方、『C経済書』の競争論では、競争者相互の欲望と利益調整は社会のなかに自然に調整されていくとする。「社会」それ自体に「競争」における利益調整の機能がすでに備わっているのである。しかし、競争者間の利益や欲望の衝突を各自の自律的な営みによってその調整を計ることは、強者の力のなかに弱者の力は吸収され、解消されるという一方的な仕方でしか、社会の利益調整は機能しない。その逆の作用は期待すらできない。そこには、「強者」に有利なように利益が調整されるだけであって、「弱者」が生き残っていく道は皆無に等しい。これを明らかにするかのように、『C経済書』には「競争組織への反対論考察」(OBJECTIONS TO THE COMPETITIVE SYSTEM CONSIDERED)⁹⁵⁾ という章がある。

ところが、どうしたわけか、福澤はこの章を翻訳せず、『西洋事情外編』には欠落している⁹⁶⁾。この章には、次のような記述がある。「種々の時代、種々の国で、一般的競争と個人の努力の原理に反対がなされてきた。競争組織は、・・・・・階級と富の極端な差、貧富の懸隔、墮落、罪人、極貧、落ちぶれ者、希望を失った悲惨な階級を生み出す。つまり、この組織は、富者、熟練者、財産家にあまりにも有利で、貧者、不熟練者、無産者には絶望的である。したがって、競争組織に反対する人々は、個人の競い合い(individual emulation)と競争をなくすることによって、もっとよい社会状態をつくることができることを示そうとする。つまり、『協同組織(associative system)』を建設しようとする。これは諸家族の調和的結合によって形成され、すべてが一般善のために協働する。各人は自分が得たものを共同倉庫(a common stock)に入れる。そして、報酬として等しい分け前を受け取る。協同組織によって世界に存在する邪悪と困難、羨望、憎悪および怨恨はなくなるであろう」⁹⁷⁾。

俞は、「東の日本に旅行し、・・・多聞博学の士と会ってさまざまな議論を交わすなかで、その意味(日本が文明開化したことの意味—筆者)を悟った。新見奇文の書を見て、反復して深く考えるなかで、その実境を見抜いた」⁹⁸⁾と日本留学のことを述懐している。ただし、「新見奇文の書」のなかに『C経済書』のこの章が含まれていたかどうかは定かではない。当時、韓国の思想状況からして、社会主義思想にまで考察は及んでいなかったし、俞もおそらく、その思想は彼の視野のなかには入っていなかったであろう。したがって、競争論に対する俞の懷疑は、直ちに社会主義的な「協同性」にまでは結びつかなかった。だが、俞の懷疑は、社会的な「協同性」が出てこらざるを得ない競争論の問題性には行き当たっているのである。すなわち、競争の結果によってもたらされる「強者」と「弱者」との力の不均衡— 福澤のことばを借りれば、「権力の不平均」⁹⁹⁾ —という問題である。

では、競争によってもたらされる権力の不均衡は、どのようにして解決すべきなのか。『C経済書』では、競争原理を否定して、社会主義的な協同性に社会を委ねることに強く反対する。「すべての個性が失われ、夫婦はその権利を放棄し、子供は両親を知らずに育てられ、すべてが共通のたくわえで仲良く生活するというような協同組織の状態は、決して実現されたことはない。・・・・(協同組織の下では、—引用者)怠惰で悪い性格の者が勤勉な者を食いものにして生活するであろう。狡猾者が正直者をだますであろう。このように大きな正義の侵害は、競争に伴う不利益よりももっと大きな動搖を社会の最善な人たちに起こさせるであろう」¹⁰⁰⁾。そして、『C経済書』では、次のように結論づける。「現存する悪は、個性と競争を重んずる社会組織に帰せられるものではない。それは、組織を形成する個人の本能によって堕落した利用と邪道から生ずるものである。したがって、もし何か悪いことが存在するならば、社会を構成する個人の性格(individual characters)を道徳的に改善する方法を見つけなければならない。新しい空想的な計画を試みる目的で社会構造を転覆させることに救済策を求めてはいけない。このような空想的計画はその誤りに気づく以前に、予測で

きない損害をもたらすであろう」¹⁰¹⁾ (傍点筆者)。

『C経済書』では、権力の不平均の原因を競争原理にではなく、「個人の性格」(individual characters)に帰着させている。特に、この書でいう「個人の性格」の中味が問題となるが、要するに、その性格とは、文明人として「多くの人々が、知的にも肉体的にも競争する能力を持っていない」ことだとする¹⁰²⁾。言い換えれば、「個人の性格を道徳的に改善」して、社会が「文明になれば、人は賢明で道徳的に自らの人生の目的を追求するから、どんなことがあっても、隣人を害しない」¹⁰³⁾。

『C経済書』では、このように、競争によってもたらされる不均衡は文明の未発達段階に伴う過渡的な現象だと捉えている。社会が文明化されれば、競争による不均衡は、必然的に解決されるとする。つまり、競争によって引き起こされる欲望あるいは利益相互の衝突は、「文明」(civilisation)のなかにすでに調整する力が備わっていると理解する。「文明」(civilisation)それ自体に、利益調整機能が内在的に存在しているのである。

しかし、既に検討したように、「文明」を体現した強者が主張する競争論は、競争システムそのものを絶対視しようとする。競争システムは、競争の場に参加する権利を弱者にも保障する。けれども、それは、弱者を弱者たらしめ強者になれないよう巧妙に操作する装置である。競争者間の利益や欲望の衝突を各自の自律的な営みによってその調整を計ろうとすることは、強者の力のなかに弱者の力は吸収され、解消されるという一方的な仕方でしか、社会の利益調整は機能しないことを意味する。たとえ、社会が「文明化」されたとしても、競争原理が押し進められる限り、社会のなかでは競争による「公正さ」は確保されない。「文明」のなかでさえ、「弱者」が生き残っていく道は皆無に等しいのである。

したがって、愈は、競争原理それ自体をコントロールできる契機を思想的に準備しておく必要があった。競争を統御できる制度的装置を備えることによって、強者の力を抑制しようとした。愈は、競争社会で「弱者」が生き残れる道を原理的に開いたのである。そこには、「弱者」から見た「競

争」のあり方を思想的に模索している。競争に対する『C経済書』と愈との理解の決定的な違いは、次のようなフレーズとなって現れる。『C経済書』では「抑も、天下衆人の内には、不義にして富且つ貴き者あれども、固より天道人理の大義に戻ることなれば、これを智と云ふ可らず。且文明の盛なるに従て、世間一般の為に衆人の利益を平均するの風俗となる故に、其間に居て他人の害を為し、独り私の利を貪らんとせば、必ず我力及ばざることある可し」と述べる¹⁰⁴⁾。これに対して、愈は、「政治が漸進し歩趨に随って、法律権利が人世の普同の利益のために、衆人の利益を平均し偏らないようとする大紀を建てて其の利益を守る。故に、其間に居て他人が害を及ぼし、自己の利を独専する惡習は、私力の及ばざるものである」といいう¹⁰⁵⁾。

IV. 「万国公法」としての国際秩序

1. 福澤諭吉の対外認識

では、愈吉濬は、国際社会における「競争」原理をコントロールできる制度的装置をどのように設けようとしたのだろうか。それが、実は「万国公法」という問題である。この点を解明するために、この節では主に「競争」に関する福澤諭吉の理解および福澤の対外観との比較から愈吉濬の対外観を浮き彫りにすることにする。

『C経済書』で展開されている競争論の理解は、福澤の思想における唯一の体系的原理書だ¹⁰⁶⁾といわれている『文明論之概略』のなかにも読み取ることができる¹⁰⁷⁾。

福澤の説く「文明論」のコンセプトは、さまざまな勢力が多元化するなかで、それぞれの社会勢力が「競争」して社会が発展していくという社会像である。「人事漸く繁多にして、身心の需用、次第に増加するに至て、…千百の事業、並に発生して共に其成長を競ひ、結局は此彼同等平均の有様に止て、互に相迫り互に相推して、次第に人の品行を高尚の域に進めざる

を得ず。是に・・文明の進歩を見る可きなり」¹⁰⁸⁾。文明の段階では、社会勢力が人間活動のいろいろな分野に多様化して、諸領域が互いに競い合い、その競い合いのなかから進歩が生じてくるのである。福澤の説く「競争論」の結実が、「自由の気風は唯多事争論の間に在て存するものと知る可し」という命題である¹⁰⁹⁾。これはいわば「真理の自由市場」ともいわれるものである。丸山真男によると、この自由は、必ず反対意見が自由に発表され、少数意見の権利が保障されるところにのみ存在する¹¹⁰⁾。言い換えるならば、「自由は不自由の際に生ず」¹¹¹⁾という別の命題にもあるように、多事性と競争性が失われた自由の專制状態は、もはや自由ではない。様々な自由のせめぎ合いのなかに真の自由があるとする¹¹²⁾。したがって、「自由の気風」とは、必ず複数の存在の共存性（多事）と競争性（争論）が前提となる。自由とは、価値が多様であり、その間の競争のなかから生まれるものである。「自由」への競争が文明発展の核心であると、福澤は捉えたのである。このように、『文明論之概略』のなかでは、競争や闘争そのものが歴史発展のひとつの契機だと捉えている。闘争や競争を通じて人間は向上していくものであるという競争観がそこにはある。

では、当時、国際社会において「競争論」はどのように展開されていると、福澤は捉えているのか。

西欧世界と非西欧世界では、西欧に勢力が偏重し、「権力不平均の害」が甚だしいとする。「亞米利加」や「東洋の国々及び大洋洲諸島」が白人によって侵略されたのを憂い、次のように語る。「其国の主人たる『インチャン』は、白人のために逐はれて、主客処を異にしたるに非ずや。故に今の亞米利加の文明は白人の文明なり、亞米利加の文明と云ふ可らず。・・・欧人の触るる処にてよく其本国の権義と利益とを全ふして眞の独立を保つものありや」と問う¹¹³⁾。「欧人の触るゝ所は恰も土地の生力を絶ち、草も木も其成長を遂ること能はず。甚しきは其人種を殲すに至るものあり」¹¹⁴⁾。まさに、西欧の專制状態にある。

このように、西欧人による植民地支配の現状を指摘する福澤は、「今後の

成行を推察すれば、支那帝国も正に欧人の田園たるに過ぎず」とし、「我日本も東洋の一国たるを知らば、・・・後日の禍は恐れざる可らず」という¹¹⁵⁾。「我百姓町人が士族に窘めらるゝ如く、・・・今の外人の狡猾慄悍なるは、・・・・智弁勇力を兼備したる一種法外の華士族と云ふも可なり」¹¹⁶⁾。「外国交際」において、西欧社会と非西欧社会との間には厳然とした「権力の不平均」が存在することを指摘する¹¹⁷⁾。つまり、西欧社会は、非西欧社会に対して絶対的に優位な位置を占めているのである。福澤の自由論からすれば、国際社会において非西欧社会が不自由なのは、自由の要件たる対等性と共存性（多事性）がそもそも存在しないからである。そこにあるのは、強者が弱者を一方的に侵奪する「競争」という名の暴力だけである。この国際情勢の認識では、愈と福澤は共に一致している。

それでは、いかにすれば、日本を含め非西欧社会は、西欧社会に対して共存性を確保できるのだろうか。ひとつは、外国交際において「万国公法」という規範でもって両者の共存性をはかろうとする試みである。しかし、福澤は、この試みでは共存性を確保できないと断言する。というのは、当時、「万国公法」は、ヨーロッパ内でのみ通用する規範であって、非西欧世界に対しては、裸のパワーポリティックスの論理がまかり通っていたことを、いち早く見抜いていたからである。「遂に我国を第二の印度に陥れんとするの目論見ならん。万国公法は何処にあるや。耶蘇正教は何の用を為すや。公法は欧羅巴各国の公法にて、東洋に在っては一毫の働くも為さず」¹¹⁸⁾。万国公法は、西欧世界の内では平等な主権国家間の関係を原則とするものであった。初瀬龍平によると、そこでは国家相互間の関係を調整するために、勢力均衡と国際法、経済的には自由貿易から相互保護主義にいたるメカニズムが働いていた。これが、いわゆる西欧国家体系の「内」の原理である¹¹⁹⁾。

しかし、西欧国家体系は、非西欧世界に対しては別な形をとって現れた。西欧諸国は、権力政治の面では武力侵攻を行い、国際法の面では侵略イデオロギーとして不平等条約を押しつけ、経済の面では、西欧世界の経済発

展のために植民地調達を目指していた¹²⁰⁾。「今の文明の有様に於ては、止むを得ざるの勢にて、戦争は独立国の権義を伸ばすの術にして、貿易は国の光を放つの徵候と云はざるを得ず」¹²¹⁾。これが西欧国家体系の「外」の原理であった¹²²⁾。「人民同権の説は殆ど天下に洽ねくして、之に異論を入れる者はなきが如し。けだし人民同権とは、ただ一国内の人々、互に権を同ふすると云ふ義のみ非ず。……此国と彼国と対しても之を同ふし、其有様の貧富強弱にかかわらず、権義は正しく同一なる可しとの趣意なり。然るに外国人の我国に来て通商を始めしより以来、其条約書の面には、彼我同等の明文あるも、交際の実地に就て之を見れば、決して然らず」¹²³⁾。「表向は各國対立、彼我同権の体裁あるも、其實は同等同権の旨を尽したりと云ふ可らず」¹²⁴⁾。要するに、「国と国との交際に至ては唯二カ条あるのみ。云く、平時は物を売買して互に利を争ひ、事あれば武器を以て相殺するなり」¹²⁵⁾。福澤は、まさに西欧国家体系のイデオロギー性を暴露した。

福澤は、こうして「万国公法」の否定を通じて、日本の国力を西欧世界と共に存できる程度までに、ただひたすらに「文明」化することを目指そうとした。日本国は、「目的を定めて文明に進むの一事あるのみ。其目的とは何ぞや。……我本国の独立を保つことなり。而して此独立を保つの法は、文明の外に求む可らず」¹²⁶⁾。福澤も、『C経済書』で展開されていたごとく「文明」に対するある種の信仰がある。日本や東洋で「万国公法」が機能し得ないのは、いまだに日本をはじめとした非西欧世界が「未開」だからである。非西欧世界が「文明」化されれば、自ずと西欧との共存性は導かれる。言い換えれば、西欧世界と非西欧世界との不均衡は、文明の未発達段階に伴う過渡的な現象に過ぎないのである。「文明に前後あれば、前なる者は後なる者を制し、後なる者は前なる者に制せられるるの理なり」¹²⁷⁾。文明は、文明でもって制する。「國の独立といいその國の文明と云ふは、其人民相集て自から其國を保護し、自から其権義と面目とを全ふするものを指して、名を下だすことなり」¹²⁸⁾。福澤も、『C経済書』と同じく、競争によって引き起こされる欲望あるいは利益相互の衝突は、「文明」(civilisation)

のなかにすでに調整する力が備わっているという理解を前提としている。「文明」(civilisation) それ自体に、利益調整の機能が内在的に存在しているのである。

したがって、福澤にとって、競争者間の利益や欲望の衝突を各自の自律的な営みによってその調整を計るということは、「弱者」が「文明」化を通じて「強者」になるという方法によってのみ、国際社会の利益が調整されることを意味する。「余輩の所謂自國の独立とは、我國民をして外國の交際に当らしめ千磨百練、遂にその勢力を落さずして、恰も此大風雨に堪ゆ可き家屋の如くならしめんとするの趣意なり。・・・外國交際は、・・・我民心を振起するがために、恰も的当したる刺衝と為るべきが故に、却て之に藉て大に我文明を利す可し」¹²⁹⁾。

こうした認識を踏まえて、福澤はすでに見たように、対外関係において「力は力でもって制す」べき国権論を展開する。その論理は、『文明論之概略』を公刊した後、書かれた『時事小言』で示されている。「西洋諸国の人民は自ら『キリスト・ネーション』と名称して、明に自他の分別を作り、彼の所謂万国公法、又は万国普通の権利云々と称する其万國の字も、世界万國の義に非ずして、唯耶蘇宗派の諸國に通用するのみ。苟も此宗派外の國に至ては全て万国公法の行はれたるものを見ず」¹³⁰⁾。非西欧地域では、欧人の勝手なやり方がまかり通っている。「要するに亞細亞全洲の一半は既に西洋人の手に落ち」ている¹³¹⁾。したがって、西洋人の「暴」に対しては「力を以て相抗敵するの外、手段ある可らず」¹³²⁾。こうして、福澤はある命題を引き出す。「外國交際の大本は腕力に在りと決定す可きなり」¹³³⁾。この点は、尹致昊の言説にも読み取れる。

2. 尹致昊の対外認識

尹致昊は、あれほどまでに黄色人種というマイノリティの視点から、競争論を相対化しうる絶好の高みに位置していた。にもかかわらず、尹は、結局、マイノリティという立場をかなぐり捨てて、競争論を全面的に容認

し、「力の正義」を押し進めた。「弱小国の植民地化や弱小な人種の淘汰の原因は、弱小国の無能にある」¹³⁴⁾。アメリカの侵略による「ハワイ原住民の淘汰は、彼らの怠惰と無知からもたらされた。彼らの悲劇的な立場は、彼ら自身にその責任がある」¹³⁵⁾。「ひとつの国家において無力だという以上の大きな罪はない。国家間においては、力はまさに正義である」¹³⁶⁾。国際社会は、弱肉強食・適者生存による列国競争の社会である。力が支配する冷酷な社会にあって、ひとつの民族が独立国家として存続するためには力を培って強者になるほかに道はない。「今は、憤慨や激怒もわれわれを助けてくれない。強くなれるように努力しよう。そうすれば、すべてのもの、権利、正義そして繁栄がわれわれにもたらされる」¹³⁷⁾。当時、朝鮮に対して端的に言い切る。「われわれ東洋諸国が今必要なものは、空虚なことばではなく、行動である。哲学ではなく、力である」¹³⁸⁾。

しかし、福澤や尹の論理では、「弱者」が必ず「文明」化によって「強者」となりうるという保障はどこにもない。「力」で対抗するという論理には、二つの問題が潜んでいる。ひとつは、西欧列強に対抗しうる国力を押し進める以外に生き残れる道がないということである。つまり、「西欧列強」並みの強国になることを自ら選択することである。それは、同時に、裸の「競争論」を自ら体現することでもある。ただし、この道を選択することは、得てして次の問題を隠蔽する論理になりやすい。これがふたつ目の帰結である。すなわち、欧人に抗できる力をもてない国は、自然淘汰されるしかないのか、それが、本当に正しい道なのかという、競争論に対する「弱者」からの素朴な疑問である。

福澤を含め、明治期の日本の歩みは、見事に「弱小国」から「強国」へと転換を成し遂げた。と同時に、アジア近隣の諸国を完全に自然淘汰せしめた。福澤は、「西欧国家体系」への「否定」を通じて鮮やかにその体系のなかに日本を組み入れることに成功したかに見える。ある意味では、福澤の競争論は、理論と実践の一貫性をもたらした。しかし、「強者」になり切れた日本や福澤は、いつの間にか「弱者」の問題を帝国主義化の過程で置き

去りにしていった。それは、福澤においてまさに「脱亞論」として完結したのである。「我国は隣国の開明を待て共に亜細亜を興すの猶予ある可らず，寧ろ其伍を脱して西洋の文明國と進退を共にし，其支那朝鮮に接する法も隣國なるが故にとて特別の会釈に及ばず，正に西洋人が之に接する風に從て处分す可きのみ。悪友を親しむ者は共に惡名を免かる可らず。我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり¹³⁹⁾」。福澤は、見事なまでに西欧国家体系の「内」と「外」の二分法をそのごとくに実践してみせたのである。

一方、朝鮮の場合は、どうであただらうか。日本から学んだ「文明化」は、朝鮮の近代化の歩みに二者択一を迫った。日本のような「文明化」を自力でなしていくのか(自立的近代化)。あるいは、日本の文明化のなかに編入されてしまうのか(植民地化)。しかし、朝鮮は、結局、前者の道が阻まれ、日本の植民地と化してしまったのである。植民地へと至った祖国の姿を憂いつつ、尹致昊日記には、以下のように記している。「どの國家や民族も正義，ヒューマニティそしてそのほかのもののために戦う能力と意思がなければ、これらの良いものを獲得できない。力だけでは、決して正義とはならない。正義だけでも力となるものではない。ただ、力に裏付けられた正義のみが正義である。神様は、なぜ、人類の向上と理想のために戦争を唯一の手段方法と定めたのか¹⁴⁰⁾」。また、「われわれが、進化論を受け入れるのであれ、聖書教義を受け入れるのであれ、すべての向上と進歩または再生は、戦い、一闘争または戦闘 一つまり戦争に基づづけられており、条件づけられている事実に対して論争の余地がない。・・・しかし、全知全能の神は、なぜそのように一個人と一民族が実際に戦争を通じてでしか、強く賢明に成長できないように定めたのか。ああ、ミステリアスだ¹⁴¹⁾」。競争論を肯定せざるを得ない現実と、それへの懷疑とが入り乱れた混沌の淵に、尹が立っている。競争者間の利益や欲望の衝突を各自の自律的な営みによってその調整を計ることは、このように「強者の力」のなかに「弱者の力」は吸收され、解消されるという方法でしか、国際社会の利

益調整は機能しないのである。その逆の作用は期待すらできない。そこには、「強者」に有利なように利益が調整されるだけであって、「弱者」が生き残っていく道はどこにもなかったのである。福澤や尹のような競争原理を押し進めていく行く限り、社会のなかではそもそも競争の「公正さ」は存立し得ないのである。

3. 楠吉濬の「万国公法」観

そこで、西欧国家体系の「内」と「外」との区別を「力」でもって突破するという方法ではなく、「万国公法」の論理を徹底化させることによって、その二分法を内面から否定していくこうとする立場が現れてくる。それが、実は楠吉濬の『西遊見聞』で展開されている「万国公法」の問題である¹⁴²⁾。

楠が、「國權」や『西遊見聞』での「國家の権利」においてしきりに使っている「公法」ということばは、当時、国際法を意味していた「万国公法」を指している¹⁴³⁾。「万国公法」とは、international law の訳語として、当時全く新しくつくられたことばであった¹⁴⁴⁾。そこには、現代で使われている「国際法」ということばに置き換えることができないイメージの違いがあった。

確かに、楠の場合も、福澤のように西欧国家体系の原理を受容した。楠の「國の権利」は、福澤の『學問のすすめ』に現れた近代自然法を基底とした国際社会観を展開している。すなわち、国際社会における「自然法」(道理)の支配を前提とした国家平等観である。「諸人の強弱と貧富には必然に差異がある。各家の門戸を立て、等しい地位を保守することは、国法の公道によって人の権利が守られる。国家の交際も、また公法で操制される。天地の無偏な正理で一様に見ていくと、大国も一国であり、・・・・・彼比の同然な地位で少しも差異が生じない」¹⁴⁵⁾。人間の平等が、事実上の平等をいうのではなく、「権利の平等」すなわち事実上の強弱貧富に関わりのない基本権の平等を指す。同じく、国家間の平等も、また事実上の強弱

関係にもかかわらず、国家としての基本権の平等を意味する。この権利の平等を基礎づけているものは、個人間と国家間に等しく貫通している「天地の無偏なる正理」である。「国法は、一国内に施行されている各人に与えられた権利を保護する。とすれば、公法（万国公法—引用者）は天下に施行されている各国の権利を擁護するものである。真正な公道は、大小の分と強弱の別での違いを設けていない」¹⁴⁶⁾。「万国公法」は、まさにそうした自然法的な規範の具体化に他ならない。

ただし、愈は、福澤と異なり西欧国家体系の原理を徹底的に貫徹しようとする。福澤は、「脱亜論」に象徴されているように、西欧国家体系の「内」と「外」の原理を使い分けて、朝鮮、中国を「悪友」として謝絶した。これに対して、愈は、朝鮮を民族国家あるいは主権国家に格上げしながら、西欧国家体系の「内」と「外」の二分法を否定して、その体系をなから切り崩そうとしたのである。言い換えれば、愈は、必ずしも万国公法にのみ依拠した楽観的な規範論に陥ったわけではない。むしろ、「力」の支配によって蹂躪された「万国公法」に対する悲観的な規範論を展開するのである。

当時、「万国公法」に対する朝鮮の一般的な認識は、開化思想家・朴泳孝の『朝鮮国内政ニ關スル建白書』（『戊子上疏文』）の「一曰、宇内之形勢」に代弁されている。そこには、現実の国際政治に対する厳しい認識と危機意識、そして万国公法に対する不信が披瀝されている。「方に宇内の万国は、今猶、昔の戦国である。一に兵勢を以て雄なす。強者はその弱を併し、大者は其小を呑む。常に、武備を講じ兼ねて文芸を修め、相競いて相励し、先を争わざる為し。各々其の志を逞しているを欲し、威を以て天下は震え、他に隙間に乘じて之を奪う。・・・・・万国公法と雖も、均勢公義と雖も、國に自立自存の力がなければ則ち、必ず削裂を致し、維持し得ずに、素より公法、公義を以て恃る足らざるものである。歐州の文明強大の国を以て亦敗れて亡びるに、況や亜洲の未開弱小の国をや」¹⁴⁷⁾。「自立自存の力」がない限り、「万国公法」とは、帝国主義勢力によって、弱小国を専ら属国あ

るいは植民地化させるための規範に過ぎない。

当時、清国は、日本と欧米諸国の影響によって周辺の朝貢国をほぼ失ってしまった。朝貢国として存在していた朝鮮に対する既得権を強化するために、清国は、1880年代以降、朝鮮との伝統的な宗属関係を不平等な「条約」関係に改編する政策を推し進めていた。つまり、朝鮮を朝貢国ではなく、清国の保護国あるいは属国とすることを目指した。この動きは、壬午軍乱（1882年6月）を契機として具体化する。この軍乱が清国軍の介入によって鎮圧されるや否や、清国は次第に朝鮮の内政と外交に干渉を強めた。大院君の逮捕連行（同年7月）は、その象徴的な事件だった。さらに、清国は、朝鮮と朝中商民水陸貿易章程を結んだ。この協定は、清国が一方的に押しつけた不平等条約であった。

したがって、この清国の動きに対して、朝貢関係を断ち切ろうとした開化派の運動は、民族独立運動（主権国家の樹立）という文脈から把握することもできる。今や、古びた「事大之礼」は、朝鮮において朝貢国から属国へと転化させる「足かせ」となるだけである。宗主国に対する闘争のなかには、本来、対等な規範が成立する可能性はほとんどない。

このように、清国をはじめ日本、西欧列強との不平等条約の存在は、「万国公法」の諸原則、とりわけ「平等の原理」に対する不信を生み出すおそれのあったことは否めない。社会進化論者・尹致昊のことばでいうならば、「力を持つ者だけが、不可譲の権利と正義と成功を勝ち取ることができる。現実政治では、力以外には何もない」という事実は、「強い国家や人種が弱い国家と人種を支配していることによって証明された」¹⁴⁸⁾ということである。そこには、「和親条約と云ひ万国公法と云ひ、甚だ美なる如くなれども、唯外面の儀式名目のみにして、交際の実は権威を争ひ利益を貪るに過ぎず。……百巻の万国公法は数門の大砲に若かず、幾冊の和親条約は一筐の弾薬に若かず。大砲弾薬は以て有る道理を主張するの備に非ずして無き道理を造るの器械なり」¹⁴⁹⁾という、福澤流の「万国公法」観を抱かざるを得ない状況に、当時、朝鮮は置かれていたことを示している。實際、「強

「大国」と「弱小国」という国家間の力の不均衡が、法的な関係での不平等を絶えず誘発させてきた。言い換えれば、朴泳孝がいいうように、「万国公法と雖も、・・・國に自立自存の力がなければ則ち、必ず削裂を致し、維持し得ずに、素より公法、公義を以て恃る足らざるものである」。「万国公法」が規範として妥当し得るのは、国家間の「力」が均衡した状態を保つことができた場合にのみ当てはまるという認識が、そこにはある¹⁵⁰⁾。そのことが、愈の思想においては「自強」運動の論理と密接に関連している。「自国の弱小な形勢を自ら察して、強大国を恐れたり、怖じ氣づくことになる。故に、奮発する氣力が芽生えず、憤怒する義気を自ら押し殺してしまう。・・・・だが、國家の権利には、適切な品例と明確な条理が自ずと存在する。苛酷な待遇を受けても損なわれない。切迫した服従を求められても嫌がらない。(権利を) 固く守って失わずに慎重に(その事態を) 克服すべきである。(権利を) 自ら守ることが國民の公同の道である」¹⁵¹⁾。したがつて、「人民には知識が必要である。知識は、教育でなければ成せないものである。すなわち、教育する規模を明確に定め、権利の本を教えなければならぬ。法律が不明であれば、人民がその権利を互いに犯し、一国の権利を共に守ることは難しい。・・・・法律の公道をよく守り、権利の用を定める。これによって論ずれば、教育と法律が、すなわち國家の権利を保守する大本である」¹⁵²⁾。いずれにしても、朝鮮を取り巻く諸々の不平等条約の存在は、当時の国際関係において「法」の支配よりも「力」の支配が優越していることを冷厳に裏付けているのである。

しかし、だからといって、そのことが直ちに尹致昊がいいうように「実際に、この世を現実的に規律している原理は、正義ではなく力である。『力が正義である』というのがこの世の神である」¹⁵³⁾ という命題に愈の思想が直結したわけではない。あるいは、国際関係における「法」の支配の観念が全く消えたわけでもない。「贈貢国と受貢国の関係や交渉は、其の勢力の強弱を分別するものであって、権利の多少を定めるものではない。・・・・天下に尊重される独立主権諸大国と受貢国も同等の条約を結び、贈貢国も

大国と同等の条約を結べば、贈貢国は、受貢国と同等な締約国である。この諸大国は、受貢国にも同等な友好国として対し、贈貢国にも同等の友好国として接する。そこには、尊卑の礼と高下の序は成り立たない。受貢国の地位が贈貢国の上に位置し、もし受貢国がそれを自ら尊ぶならば、いかにして贈貢国が諸大国と同等な友好国として対等な礼を行い、同等な条約を結ぶことができようか。その勢いでもって、贈貢国に命じて諸国と対等な条約を破棄させることができようか。それはできない。諸大国に願って贈貢国との対等な条約を抹消させることができるのか。できない。なぜなら、贈貢国と諸国との対等な条約は、これらの国の間に修好関係で締結する権利でもって、結ばれたものであるからだ。贈貢国一国だけが、単独で行った者ではない。したがって、（受貢国が徒に）他国と結んだ友睦や通商した贈貢国の利益に介入したり、阻止することはできない」¹⁵⁴⁾。

俞は、清国との事大関係を脱却してその対等性を勝ち取るために、西欧列強と結んだ不平等条約を「同等」や「対等」ということばを通じて、頻りに「平等」であると擬制しようとする。この擬制的な論理は、朝貢関係を諸国間の権利・義務という法的関係へと読み替えようとする意欲の現れでもある。ところで、ここで注目すべきことは、俞の論理の背景には、国際社会の秩序へのあるイメージを前提としていたことである。すなわち、佐藤慎一が近代中国で「万国公法」が受容されていく過程を明らかにしたように、諸国家が相互に条約を結び合うことによって生じる諸国間の網の目のように張り巡らされた権利義務の総体が、もうひとつの国際社会を規律している秩序であるという認識である。この国際社会の秩序は、諸国家が現に存在するひとつひとつの権利義務関係を遵守することを通じて維持される。もちろん、国際社会は、国家間の紛争、戦争という有事によって、常にその秩序が破壊される脆弱性はある。しかし、国際社会が「力」のアナキに完全に陥らないのは、各国が個々の条約を遵守することを通じて「法の支配」が少なくとも実現されているからである¹⁵⁵⁾。

このように、俞の思想にあっては、福澤や尹のような「力」の論理には

至らなかった。むしろ論理としては全く逆であった。前述した「自強」運動に関連する論理にしても、不平等に苦しむ朝鮮が、「万国公法」の利益を等しく享受するためには、「自強」運動による力の裏付けが必要であるということであった。そこには、「力」が「万国公法」の妥当性を限界づけている。と同時に、「万国公法」が朝鮮における国内の「力」を引き出す契機ともなっている。したがって、愈の思想では、「万国公法」に対して悲観的な側面があるにしても、その法が全く虚無として意識されたことはない。国家間において、何が「平等」な関係かを具体的に示す基準は、当時、「万国公法」のほかになかった¹⁵⁶⁾。しかも、不平等条約が所与として存在しているにもかかわらず、「平等」の価値が愈吉濬の思想のなかに息づいているのは、はっきりと彼の理解する競勵原理と結びついているからである。

「競勵」とは、一定のルールに則った競争、つまり「公正な競争」であった。当時、「法の支配」がある程度、機能しているとはいえ、国際社会は、国内社会よりは、はるかに裸の「力の原理」がまかり通っている空間である。すでに述べたように、『C経済書』や福澤諭吉の競争論においては、競争者相互の欲望と利益の衝突は、社会のなかで自律的に調整されていくとする。「社会」それ自体に「競争」による利益調整の機能がすでに備わっているとする。もちろん、国際社会の競争にも、当然に利益調整の機能は内在しているよう。しかし、国家間の利益や権利の衝突を各国の自律的な営みに委ねるということは、大国の力のなかに小国の力や利益は吸収され、解消されるという一方的な仕方でしか、国際社会の利益調整機能は働かない。その逆の作用は、期待すらできない。そこに、弱小国が生き残っていく道は、皆無に等しい。その意味で、国際社会のなかでは、そもそも競争の「公正さ」は存立し得ない。したがって、愈にあっては、国際社会の競争にこそ、何よりも規範や制度を介入できる原理的な契機を設けておく必要があった。国際社会における「競争」をコントロールする制度的装置が、まさに「万国公法」であった。愈は「万国公法」でもって、国際社会における競争の公正さを徹底的に追及しようとしたのである。

もちろん、実際には西欧列強などの「強国」と朝鮮などの「小国」という国力の差が歴然とあり、そこには「万国公法」が存在できる余地はなきがごときである。にもかかわらず、当時、弱小国家が「力」の支配のなかで自らを保つ拠り所は、「力」ではなくして「万国公法」以外になかったのである¹⁵⁷⁾。とりわけ、「平等の原則」は、弱小国の利益のために、強大国の力を積極的に抑制できる唯一の規範である。言い換えれば、当時、「パワー」のない朝鮮にあっては、国際社会の競争原理をコントロールできるただ一つの取っかかりは「万国公法」に置いてほかになかった。この規範によって競争原理に対するコントロールの契機を認めることは、強大国の力を抑止できる道が原理的に開かれるのである。したがって、普遍的規範としての「万国公法」は、「力」を説いた競争原理の存在と矛盾するものではない。逆に、競争原理の存在によって、その規範性がより強まったともいえる。福澤や尹とは異なり、愈が最後まで「万国公法」にこだわる理由は、まさにここにあったのである。

おわりに

最後に、競争論の理解において、愈吉濬と尹致昊の言説に現れた韓国開化思想の特徴を論じることで本稿を締めくくることにする。

尹には、「文明」に対する絶大な崇拜がある。尹にとって、眞の「中華」というものへの憧れを、「アメリカ」のキリスト文明のなかに見出したのである。アメリカにおいてキリスト教は、「個人的にも国家的にも、あらゆる場合において成功の基礎をなしている」¹⁵⁸⁾。キリスト教は、アメリカ人にとって精神的な基盤となっている。競争を制覇できる「強者」の資質は、「文明」であった。強者になるためには、何よりも「文明」を自國に体現することである。過去、朝鮮が「中華」に憧れた如く。そして、文明への憧れ（慕華意識）は、当時の「進歩」の観念によってさらなる上昇志向という効果を増幅させた。「進歩」とは、歴史の背後に究極の目標を設定し、そ

の目標に向かっての発展過程として歴史を捉える¹⁵⁹⁾。その目標の高みに、西欧キリスト教文明を設定した。韓国の開化思想は、まさにこの進歩史観を体現するものである。「開化とは、この世のあらゆる事物がこのうえない善美の理想的な境地に至ることをいう」¹⁶⁰⁾。進歩という観念は、歴史をある目標に向かっての発展過程と捉えることにより、自ずと開化の段階論へとつながる。「野蛮人は、自然の奴隸となる。半文明人は自然に対して臆病な乞食である。文明人は自然の主人である」¹⁶¹⁾。愈と尹も、開化を野蛮一半文明一文明の段階へと発展する観念として捉えている。進歩史観は、何が人類にとって良いことかを超歴史的にすべての人に提示した客観的な基準にまで高められた信念である¹⁶²⁾。進歩の理想郷が「文明」の中心である。それ以外のいかなる歴史や文明をも排除する排他性を、この観念は内包する。文明の発信地ではなく、それを受信する後発国は、誰よりも文明を表現しようと意気込むために、進歩史観は、限りなく高められた信念となる。

こうした文明の一元的性向は、中華思想と様々な点で共鳴するところがある。「野蛮一半文明一文明」は、「華一夷一禽獸」という華夷観念に通じる部分がある。むしろ、韓国の開化思想家たちは、このような中華思想を媒介として西洋の文明を容易に学び得たのかもしれない。

しかし、文明が中華であれ、キリスト教であれ、最も大きな問題は、文明とは異なった「文化」が絶えず排除されることである。それぞれ独自に有する生活様式や慣習や風俗たる「文化」は、違いとして評価されず、「劣っている」とか「遅れている」と排除される。普遍的に妥当する価値を信すればこそ、諸国家あるいは諸々の文化を序列化できるのである。それは、国外に対してであれ、国内に対しても序列化と排除という方向に向かう。たとえば、尹や愈がアフリカに対して野蛮視する傾向は、中華の高みから見下ろそうとした夷狄意識と相通じる。また、国内において、ある時期に築かれ、形成された文化が、入れ替わり立ち替わり外部からの力によって破壊される。一方で、文化の「形成一破壊」の循環運動によって、あの強靭な「恨」の精神文化ができ上がったのかも知れない。しかし他方で、文

明一元主義と文化相対主義とは、いかなる意味でも両立しない。両立するはずもないふたつの主義の交差点に、韓国は置かれてしまった。俞吉濬とて、「文明」の観念から自由ではなかった。むしろ、彼こそ開化思想家の誰よりも「文明」を体現しようとした張本人である。

このように、韓国では、大文明の円錐下に強烈な磁場があり、この文明の磁力によって国内のなかに文明に向かい上昇しようとする「渦巻き型」¹⁶³⁾社会が出来上がったのかも知れない。韓末期の悲劇は、相矛盾する中華とキリスト教の二大文明の円錐が同時に、韓国に忍び寄ったのである。その結果、両極の二大文明の磁力は、文明に向かおうとする渦巻き上昇志向をトルネード化させ、韓国社会に襲いかかった。ある時には、中華の尺度で、巫俗文化（シャーマニズム）が排除され、ある時には、キリスト教の尺度で儒教文化が非難される。したがって、韓国文化の住所地が、しばしば問われるようになる。両極の磁場のなかで、かろうじて自国の存立を保つことで精一杯なのかも知れない。冷戦構造が終息した時代にあっても、今なお、イデオロギーの二極的な磁場のなかに南北分断という状況が存在する。

このように、韓国は、政治的にも思想的にも大「文明」の磁場から、いかに自由となるのか。相克する大文明の狭間に立って、韓国は自分たちの独自の「文化」を創造することができるのかが大きな課題となっている。

最後に、小川晴久が描いた洪大容の像が、これに対する一つのヒントになろう。洪が、中華世界観を相対化し、「華夷一也」の世界観を開いた背景には、次のような同一性の視点があったと小川は指摘する。洪大容は「人を以て物を視れば、人貴くして物賤し。物を以て人を視れば物貴くして人賤し。天よりこれを視れば人と物と均しきなり」という¹⁶⁴⁾。人間中心（自己中心）の見方を批判するには、その反対の見方（以物視人）を提示すれば足りるかのように考えてしまう。しかし、視点を反対側に移しただけでは逆の偏向（バイアス）が生じるだけである¹⁶⁵⁾。「眞の同一視は両者の否定の上に成り立つというのだ。しかしながら第二段階の相対視（以物視人）

は、同一視へいくために不可欠な操作である。宇宙無限の地平（宇宙内の同一視）を切り拓くにはあの遠い星空から一度地球を見かえしてみなければならぬ。『華夷一也』の視点に到達するには一度夷を中心にして夷から華を見なければならぬ」¹⁶⁶⁾。

洪大容の同一性の視点が、王道から霸道へ、さらに王道へと回帰したように見える愈の対外観に読み取れないだろうか。そこには、事大觀念や事大意識を脱却しようとする試みが現れている。

〔凡　例〕

- * 愈吉濬の言説は、主に『愈吉濬全書』全5巻（一潮閣、1971）による。典拠の表記は、『全書』と略記し、ローマ数字で巻数を表示した。
- * 愈吉濬のテキストを含め、資料の引用に際しては原則として現行の常用漢字を使用し、注釈や傍点は必要に応じて原文に付しておいた。
- * 本文引用の愈吉濬の言説に付した注釈、傍点は、引用者による。

註

- 1) 「時事小言」『福澤諭吉全集』5巻（岩波書店、1959年）186頁、以下『福澤諭吉全集』の引用では、論稿のタイトル、巻数および頁数のみを表記する。
- 2) 坂野潤治は、東洋盟主論から脱亜論に転換される福澤の思想的系譜を描くなかで、東洋の文明化に対する福澤の考え方を次のように論じる。「福澤にとってアジアの〈文明化〉とアジアの〈日本化〉とは同一のことであった」。坂野潤治「『東洋盟主論』と『脱亜入欧論』—明治中期アジア進出論の二類型—」佐藤誠三郎ほか『近代日本の対外態度』（東京大学出版会、1974年）42頁。
- 3) 「文明論之概略」卷之一『福澤諭吉全集』4巻 18—19頁。
- 4) 平石直昭「近代日本の『アジア主義』—明治期の諸理念を中心に—」溝口雄三ほか編『アジアから考える5・近代化像』（東京大学出版会、1994年）269頁参照。
- 5) 趙景達は、従来、韓国の近代化を根拠づけた内在的発展論にある方法論的なアポリアが存在していたことを指摘する。すなわち、内在的発展論は「日本の近代化を否定する論理=近代主義批判と、朝鮮も日本のように近代化し得る契機を有していたことを強調することによって、結果的には日本の近代化を肯定してしまうことになる」。趙景達「朝鮮における大国主義と小国主義の相克—初期開化派の思想—」朝鮮史研究会論文集22集（1985年）62頁。
- 6) 福澤の西欧近代主義を相対化するために韓国開化思想を分析したのは、宮嶋博史

の研究である。氏は、従来、福澤諭吉との思想比較では、西欧の文明論がどの程度、受容し昇華されたのかという思想受容の先進性のみが強調されすぎて、韓国開化思想と福澤の違いはえてして前者の「脆弱性と限界性」を明らかにすることに始終してしまう危険性があることを指摘した〔宮嶋博史「開化派研究の今日的意味」季刊三千里40号(1984年)34頁〕。韓国開化思想の現代的課題を次のように論じた。「朝鮮の開化派には、資本主義的近代化への志向と、近代世界システムに対する深い絶望とが混在していたようであり、・・・・後者の系譜の歴史的発掘こそ、今日緊急を要する課題である」〔宮嶋博史「方法としての東アジア―東アジア三国における近代への移行をめぐって―」歴史評論412号(1984年)22頁〕。本稿は、氏の指摘を踏まえて、西欧国家体系への志向と「万国公法」に対する失望が混在していた兪吉濬の思想の中身を明らかにして、その思想的葛藤の意義を解明しようとするものである。

- 7) 岡克彦「韓国近代思想史における国家的自我と『競争論』の初期的展開—兪吉濬の『対外観』を中心として—」長崎県立大学論集38巻1号(2004年)27頁。
- 8) 柳永益「甲午更張 이전의 兕吉濬 - 1894년 親日改革派官僚로서의 등장배경 연구 -」동저『甲午更張研究』(서울, 일조각, 1990) 所收 94-95면, 同(秋月望・広瀬貞三訳)『日清戦争期の韓国改革運動―甲午更張研究』(法政大学出版局, 2000年), 李光麟『유길준 - 단한 사회에 던진 충격 -』(서울, 동아일보사, 1992) 38면.
- 9) 李光麟「美國 留學時節의 兕吉濬」동저『韓國開化史研究』(서울, 일조각, 1989) 277면.
- 10) 渡辺正雄「E.S. モースについて」科学史研究84号(日本科学史学会, 1967年) 161-162頁。
- 11) 『西遊見聞』序『全書』I 5면.
- 12) 兮吉濬の後孫である兪炳徳氏に、モースに宛てた兪の書簡の複写版を直接、アメリカ・セイレム市のピバティ博物館(Peabody Museum of Salem Phillips Library)から取り寄せて頂いた(1997. 9. 4.)。書簡の目録は、「兪吉濬의 모오스앞 書簡 (1884-1897)」<付録1>柳永益·앞의 글(주 8)『甲午更張研究』130면にある。この書簡は、韓国語に訳出されている。李光麟「兪吉濬의 英文書翰」동저『開化派外 開化思想研究』(서울, 일조각, 1989) 214면。以下、兪の書簡の引用は、柳永益の書簡目録の番号にしたがう。兪吉濬書簡 No.5. 日付不明, 李光麟·같은 글 221-222면。
- 13) 兮吉濬書簡 No.5. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 222면.
- 14) 『西遊見聞』序『全書』I 6면.
- 15) 兮吉濬と尹致昊とは、日本留学で共に過ごした仲である。その証拠に、壬午軍乱のとき、二人は連名で明治政府に上書し、日本の援助を求め、大院君の乱党を鎮圧することを要望したことがある〔「兪吉濬尹致昊上書」壬午(1882年) 8月6日

付『吉田家文書』3147号, 彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』(搞書房, 1969年) 229—230頁を参照)。その後, 留学した時期はそれぞれ異なるが, 共にアメリカにも行ったことがある。したがって, 韓国の近代思想史において, 二人の思想比較はひとつの論点となりうる。本稿も, 各項目にしたがって両者の思想的な比較を試みている。尹致昊のアメリカ留学については, 柳永烈『開化期의 尹致昊 研究』(서울, 한길사, 1985) 69면 이하で詳述されている。尹の日本留学については, 李光麟「尹致昊의 日本留學」 동자『開化派와 開化思想 研究』(일조각, 1989) 43면で論じられている。

- 16) 『尹致昊日記』2集 1890年3月7日字 30면, この史料の出所は, 『韓國史料論叢 19·尹致昊日記』(韓國文教部國史編纂委員會, 1976-1988) 計10巻である。以下の引用では, 各日記が收められている巻数, 日付および頁数のみを表記する。
- 17) 『尹致昊日記』2集 1892年11月12日字 410면.
- 18) 愉吉濬書簡 No.13. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 228면.
- 19) 愉吉濬書簡 No.13. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 228면.
- 20) 愉吉濬書簡 No.13. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 228면.
- 21) 『西遊見聞』序『全書』I 6면.
- 22) 鄭容和「유길준의 정치사상 연구 - 전통에서 근대로의 복합적 이행」(서울대학 교정치학박사 학위논문, 1998) 46면.
- 23) 柳永益·앞의 글(주 8) 99면.
- 24) 愉吉濬書簡 No.13. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 227면.
- 25) 愉吉濬書簡 No.13. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 227-228면.
- 26) 愉吉濬書簡 No.14. 日付不明, 李光麟·앞의 글(주 12) 229면. この書簡は, 1885年8月?日付, エジプトのポートサイドで書き記している。
- 27) 長谷川直子「壬午軍乱後の日本の朝鮮中立化構想」朝鮮史研究会論文集32集(1994年) 139頁。
- 28) 金鳳珍「『近代』における東アジア知識人の国際政治観—鄭觀応・福沢諭吉・俞吉濬の比較考察—」北九州大学外国学部紀要87号(1996年) 134頁参照。
- 29) 「國權」『全書』IV 29면.
- 30) 広瀬靖子「日清戦争前のイギリス極東政策の一考察—朝鮮問題を中心に—」国際政治51号(日本国際政治学会, 1974年) 153頁。
- 31) 広瀬靖子・前掲註(30) 153頁。
- 32) 姜萬吉「俞吉濬의 韓半島 中立化論」동자『分斷時代 의 歴史認識 - 姜萬吉 史論』(서울, 창작과 비평사, 1978) 102면, 同「俞吉濬의 韩半島中立化論」同(旗田義監修・宮嶋博史訳)『分断時代の歴史認識』(学生社, 1984年) 94頁。
- 33) 「中立論」『全書』IV 322면, 현대어역: 許東賢 역『俞吉濬論疏選』(一潮閣, 1987) 16면.
- 34) 「中立論」『全書』IV 324면, 許東賢 역·앞의 글(주 33) 17면.

- 35) 「中立論」『全書』IV 323면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 16면.
- 36) 「中立論」『全書』IV 322면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 15-16면.
- 37) 「中立論」『全書』IV 323면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 16-17면.
- 38) 柳永益 · 앞의 글(주 8) 101면.
- 39) 月脚達彦は、中立論における俞のねらいを次のように論じる。「俞の狙いは、日本が朝鮮問題に消極的にならざるをえない状況下で、宗属関係を強調することによって清国との朝鮮保全に対する積極的関与を要請し、その一方で朝鮮の国際法上の独立を承認させることである」。月脚達彦「開化思想の形成と展開—俞吉瀬の对外觀を中心に」朝鮮史研究会論文集28集（1991年）15頁。
- 40) 「中立論」『全書』IV 322면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 16면.
- 41) 「中立論」『全書』IV 326면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 19면.
- 42) 「中立論」『全書』IV 321면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 15면.
- 43) 「中立論」『全書』IV 326-327면, 許東賢 역 · 앞의 글(주 33) 19면.
- 44) 『西遊見聞』第三編「邦國 의 権利」『全書』I 111면.
- 45) 姜萬吉 · 앞의 글(주 32) 117면.
- 46) 岡克彦 · 前掲註 (7) 58—59頁。
- 47) 金鳳珍 · 前掲註 (28) 121頁。ただし、氏は、この「『断絶』とは、思想的な『断絶』ではなく、彼（俞吉瀬一引用者）が現実の（欧米の）国際秩序（社会）における理想と現実との『乖離』に気づき、福沢と同様に『両眼を開いて』各々への対処方案を考えていたことを示すのみである」と論じる（同論文121頁）。
- 48) 岡克彦 · 前掲註 (7) 60頁。
- 49) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 149면 이하.
- 50) 『西遊見聞』第四編「偏黨 하는 氣習」『全書』I 299면 이하.
- 51) 「競争論」『全書』IV 50면.
- 52) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 149면 이하.
- 53) William and Robert Chambers, *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, 1873, p.10. この文献は、初版本ではなく、慶應義塾大学付属図書館に所蔵されている1873年度版のものを、同機関福澤研究センターのご協力により入手した複製本である。以下、引用に当たってはこの73年度版による。邦訳は、俞自身が『西遊見聞』を執筆するに当たって、直接、参照したと思われる福澤諭吉訳『西洋事情外編卷之一』にできる限りしたがうこととする。なお、この文献の執筆者が、長く明らかにされてこなかったが、最近、スコットランド人のジョン・ヒル・バートン (John Hill Burton, 1809-1881) であることが明らかになった。彼は、スコットランドの歴史家・法律家で、弁護士、主として文筆によって生活をしていた人だそうである。著作には『スコットランドの歴史』(History of Scotland 1853-7), 『デービッド・ヒューム伝』(Life of David Hume 1846)があるといわれている。Albert M. Craig, *John Hill Burton and Fukuzawa*

- Yukichi*, 近代日本研究創刊号 (慶應義塾福澤研究センター, 1985) [西川俊作訳 「ジョン・ヒル・バートンと福澤諭吉—『西洋事情外編』の原著は誰が書いたか—」 福澤諭吉年鑑11号 (福澤諭吉協会, 1984年) 11頁]。本文では、この文献を『C経済書』と表示する。
- 54) 『西洋事情外編』は、その「題言」で福澤自身が明らかにしているように、「英人チャンブル氏所撰の経済書を訳し」たものであって、福澤の言説そのものではない (『西洋事情外編』『福澤諭吉全集』1巻 385頁)。従来、愈と福澤との思想比較をする場合には、『西洋事情外編』があたかも福澤の言説そのものだとみなされて、この外編と『西遊見聞』とを比較対照する場合が多かった。たとえば、李光麟「愈吉濬의開化思想 - 『西遊見聞』을 中心으로 -」等『韓國開化思想研究』(서울, 일조각, 1979) 70면, 金泰俊「『西遊見聞』解題- 비교문화적 입장을 중심 하여 -」愈吉濬(金泰俊 역)『西遊見聞(續)』(서울, 박영사, 1976) 299면, 李起勇「韓國開化思想과 日本文明思想의 比較研究 - 愈吉濬과 福澤諭吉을 中心으로 -」韓日關係史研究 4輯 (韓日關係史研究會, 1995) 5면などである。確かに、福澤の思想は、『C経済書』から多くの影響を受けているが、『西洋事情外編』そのものを福澤自身の思想と捉えることには慎重であるべきであろう。愈が『西洋事情外編』を直接、参照していることは従来の研究で明らかくなっている (月脚達彦「朝鮮開化思想の構造—愈吉濬『西遊見聞』の文明論的立憲君主制論—」朝鮮学報159輯 (1996年) 111頁)。しかし、愈は、「東の日本に旅行し, ···· 多聞博学の士と会ってさまざまな議論を交わすなかで、その意味 (日本が文明開化したことの意味—筆者) を悟った。新見奇文の書を見て、反復して深く考えるなかで、その実境を見抜いた」 (『西遊見聞』序『全書』I 3冊) と日本留学のことを述懐しているが、「新見奇文の書」のなかに『C経済書』たる原書まで含まれていたかは定かない。いずれにしても、愈の「競勵」概念は、『西洋事情外編』を介して形成されたとはいえ、『C経済書』を基礎として構築されたものである。したがって、愈の競争論を解明するためには、この『C経済書』の言説との比較は不可欠な作業である。
- 55) 愈の社会進化論は、アメリカの動物学者 Edward S. Morse からその影響を受けたといわれている。李光麟「舊韓末 進化論의 受容과 그 影響」等『韓國開化思想研究』(서울, 일조각, 1979) 257면, 柳永益「『西遊見聞』과 愈吉濬의 保守的 漸進改革論」等『韓國近現代史論』(서울, 일조각, 1992) 126면。しかし、これを裏付ける確かな史料は今のところ発見されていない。むしろ、今から検討するよう、福澤の翻訳書や言説を通じて「競争」という観念を学んだのである。従来の見解は、再検討されるべきであろう。
- 56) Ibid., p.10.
- 57) 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
- 58) 『西遊見聞』第四編「人世의競勵」『全書』I 150면。

- 59) Ibid., p.10, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
- 60) Ibid., p.10, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
- 61) Ibid., p.10, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
- 62) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 150면。
- 63) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 150면。
- 64) Ibid., p.10, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
- 65) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 150면。
- 66) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 153면。
- 67) 「競争論」『全書』IV 50-51면。
- 68) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 153면。
- 69) 「競争論」『全書』IV 50면。
- 70) 「競争論」『全書』IV 50면。
- 71) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 154면。
- 72) 「競争論」『全書』IV 48면。
- 73) 『尹致昊日記』3巻 1893年4月8日字 56면。
- 74) 朴殷植「自强能否의 問答」『大韓自強會月報』4號(大韓自強會, 1906) 1-2면, 『韓國開化期學術誌·大韓自強會月報』〈復刻版〉上(서울, ア細亞文化社, 1978) 241면。
- 75) 전복희『사회진화론과 국가사상 - 구한말을 중심으로 -』(서울, 도서출판 한울, 1996) 29면。
- 76) 『尹致昊日記』1巻 1888年11月2日字 348면。
- 77) 『尹致昊日記』2巻 1890年2月14日字 18-19면。
- 78) 『尹致昊日記』2巻 1890年2月14日字 18-19면。
- 79) 柳永烈『開化期의 尹致昊 研究』(서울, 한길사, 1985) 257면。
- 80) 『尹致昊日記』5巻 1900年12月25日字 260-261면。
- 81) 『尹致昊日記』6巻 1903年1月3日字 2면。
- 82) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 150면。
- 83) 崔錫夏「國家論」「太極學報」1號(太極學會, 1906) 10-12면, 『韓國開化期學術誌·太極學報』〈復刻版〉1巻(서울, ア細亞文化社, 1978) 18면。
- 84) 張膺震「進化科學上 生存競爭의 法則」「太極學報」4號(太極學會, 1906) 7-10면, 『韓國開化期學術誌·太極學報』〈復刻版〉1巻·앞의 글(주 83) 223-224면。
- 85) 전복희·앞의 글(주 75) 21면。
- 86) Ibid., p.10, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
- 87) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 150면。
- 88) 月脚達彦は、俞吉濬の思想が社会における各欲望の対立調整の仕方を「道徳」で説明しようとする点で福澤諭吉のそれとは違った儒教的な色彩があることを明らかにした。月脚達彦・前掲註(54)「朝鮮開化思想の構造—俞吉濬『西遊見聞』の

- 文明論的立憲君主制論一」123頁。確かに、当時、「万国公法」を受容するに当たっても儒教的な規範観念を媒介として行われたことは否定できない。しかし、それに限定されるわけではないであろう。本稿で検討するように、多分にマイノリティ（弱小国）の視点から弱肉強食の国際社会および「競争論」を懷疑した思想的な営為が福澤のそれとの差異である。
- 89) 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
 - 90) 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 399頁。
 - 91) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 150頁。
 - 92) Ibid., p.11, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 400頁。
 - 93) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 151頁。
 - 94) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 152頁。
 - 95) Ibid., p.12.
 - 96) この点を最初に指摘したのは千種義人である。千種義人『チェンバーズ版「経済学」（後半）』（慶應義塾福澤研究センター, 1995年）6頁。『C経済書』は36項目から成っており、うち福澤が『西洋事情外編』で訳したのが17項目である。氏は、この章を訳さなかった理由を次のように述べる。「福澤は後年に至るまで、個人の独立を尊重し、私有財産の必要性を強調し、社会主义思想を受け入れなかった」（同書6頁）。したがって、この章は、福澤にはなじまなかったからであろう。福澤自身も、この章を読みながら競争原理が抱えている不公正さを自覚していたのである。だが、個人の独立を尊重し、私有財産の必要性を旨としていた福澤にとって社会主义思想を日本に知らせることは、西欧文明の導入に当たってはむしろ障害となると考えたのかもしれない。
 - 97) Ibid., pp.12-13, [邦訳：千種義人『福澤諭吉の経済思想—その現代的意義—』（関東学園大学, 1994年）56頁]。
 - 98) 『西遊見聞』序『全書』I 3頁。
 - 99) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 197頁。
 - 100) Ibid., p.14, [邦訳：千種義人・前掲註(97) 57-58頁]。
 - 101) Ibid., p.14, [邦訳：千種義人・前掲註(97) 58頁]。
 - 102) Ibid., p.12, [邦訳：千種義人・前掲註(97) 56頁]。
 - 103) Ibid., p.10, [邦訳：千種義人・前掲註(97) 54頁]。
 - 104) Ibid., p.10, 「西洋事情外編卷之一」『福澤諭吉全集』1巻 401頁。
 - 105) 『西遊見聞』第四編「人世 의 競勵」『全書』I 153頁。
 - 106) 丸山真男『「文明論之概略」を読む・下』（岩波新書, 1986年）313頁, 同『丸山真男集』14巻（岩波書店, 1996年）所収 336頁。
 - 107) もちろん,『文明論之概論』で展開されている福澤の文明論が, T・バックル『英國文明史』やF・ギゾー『ヨーロッパ文明史』に依拠していることは既に明らかにされている〔丸山真男『「文明論之概略」を読む・上』（岩波新書, 1986年）60

頁，同『丸山真男集』13巻（岩波書店，1996年）所収 126頁，松沢弘陽「文明論における『初造』と『独立』—『文明論之概略』とその前後（1・2完）」北大法學論集31巻3・4合併号，33巻3号（1982年），同『近代日本の形成と西洋経験』（岩波書店，1993年）所収 307頁）。本稿は，これを前提としつつ『C経済書』の「競争」概念との思想的連関性に着目したものである。福澤は，「競争」概念を社会理論として『C経済書』よりもさらに発展させている。

- 108) 「文明論之概略 卷之一」『福澤諭吉全集』4巻 23頁。
- 109) 「文明論之概略 卷之一」『福澤諭吉全集』4巻 24頁。
- 110) 丸山真男「『文明論之概略』を読む(1)」「丸山真男集」13巻（岩波書店，1996年）所収 137—138頁。
- 111) 文明論之概略 卷之一」『福澤諭吉全集』4巻 145—146頁。
- 112) 丸山真男・前掲註 (110) 138頁。
- 113) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 202頁。
- 114) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 203頁。
- 115) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 202—203頁。
- 116) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 199—200頁。
- 117) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 199頁。
- 118) 「内は忍ぶ可し外は忍ぶ可らず」（未発表論稿，明治7年ごろ起草）『福澤諭吉全集』19巻 225頁。
- 119) 初瀬龍平「『脱亜論』再考」平野健一郎編『近代日本とアジア—文化交流と摩擦一』（東京大学出版会，1984年）22頁。
- 120) 初瀬龍平「アジア主義と国際システム—宮崎滔天の場合ー」安部博純ほか編『日本の近代化を問う』（勁草書房，1982年）6頁。
- 121) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 191頁。
- 122) 初瀬龍平・前掲註 (119) 22頁，丸山真男「『文明論之概略』を読む・下」（岩波新書，1986年）248頁，同『丸山真男集』14巻（岩波書店，1996年）所収 278頁。
- 123) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 196頁。
- 124) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 197頁。
- 125) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 190頁。
- 126) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 207頁。
- 127) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 183頁。
- 128) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 203頁。
- 129) 「文明論之概略 卷之六」『福澤諭吉全集』4巻 209頁。
- 130) 「時事小言」『福澤諭吉全集』5巻 184頁。
- 131) 「時事小言」『福澤諭吉全集』5巻 183頁。
- 132) 「時事小言」『福澤諭吉全集』5巻 184頁。
- 133) 「時事小言」『福澤諭吉全集』5巻 167頁。

- 134) 『尹致昊日記』3卷 1893年10月14日字 187-188면.
- 135) 『尹致昊日記』6卷 1905年10月3日字 167면.
- 136) 『尹致昊日記』2卷 1891年11月27日字 2면.
- 137) 『尹致昊日記』5卷 1902年5月7日字 327면.
- 138) 『尹致昊日記』3卷 1893年10月29日字 193면.
- 139) 「脱亜論」『時事新報』1885年3月16日付『福澤諭吉全集』10卷 239—240頁。
- 140) 『尹致昊日記』7卷 1919年6月1日字 317면.
- 141) 『尹致昊日記』8卷 1924年6月7日字 154면.
- 142) 爰吉濬の「万国公法」観を解明するに当たっては、佐藤慎一「『文明』と『万国公法』—近代中国における国際法受容の一侧面」祖川武夫編『国際政治思想と対外認識』(創文社、1977年) 183頁、同『近代中国の知識人と文明』(東京大学出版会、1996年)から多くの示唆を受けた。学思に心より感謝申し上げる。ただ、本稿で「万国公法」を取り上げたのは、爰の説く「競勵原理」が具体的にどのように実現しているのかを明らかにするところにある。この法律が国際社会の競争原理を統御する機能を遂す可能性について、韓国の近代知識人の言説のなかから読み解くものである。同文献の具体的な引用については、以下の各註で明示する。
- 143) 朝鮮開化期における「万国公法」の受容については、金鳳珍「朝鮮の万国公法の受容—開港前夜から甲申政変に至るまで—上・下」北九州大学外国学部紀要78号(1993年) 41頁、80号(1994年) 27頁で詳述されている。
- 144) 李光麟「韓國에 있어서의 『萬國公法』의 受容과 그 影響」동저『韓國開化史의 諸問題』(서울, 일조각, 1986) 148면.
- 145) 『西遊見聞』第三編「邦國의 権利」『全書』I 108면.
- 146) 『西遊見聞』第三編「邦國의 権利」『全書』I 108면.
- 147) 朴泳孝「朝鮮国内政ニ関スル建白書」1894年2月24日付、日本外務省編纂『日本外交文書』21卷(日本国際連合協会、1949年) 296頁。
- 148) 『尹致昊日記』2卷 1890年5月6日字 54면.
- 149) 「通俗国権論」『福澤諭吉全集』4卷 637頁。
- 150) 佐藤慎一・前掲註(142)「『文明』と『万国公法』—近代中国における国際法受容の一侧面」185頁参照。
- 151) 『西遊見聞』第三編「邦國의 権利」『全書』I 111-112면.
- 152) 『西遊見聞』第三編「邦國의 権利」『全書』I 119면.
- 153) 『尹致昊日記』2卷 1890年2月14日字 18-19면.
- 154) 『西遊見聞』第三編「邦國의 権利」『全書』I 116면.
- 155) 佐藤慎一・前掲註(142)「『文明』と『万国公法』—近代中国における国際法受容の一侧面」294頁。
- 156) 佐藤慎一・前掲註(142)「『文明』と『万国公法』—近代中国における国際法受容の一侧面」186頁参照。

- 157) 佐藤慎一・前掲註(142)「『文明』と『万国公法』—近代中国における国際法受容の一側面」187頁参照。
- 158) 『尹致昊日記』2巻 1892年11月12日字 410頁。
- 159) 渡辺浩「『進歩』と『中華』—日本の場合」溝口雄三ほか編『アジアから考える5・近代化像』(東京大学出版会, 1994年) 137—138頁。
- 160) 『西遊見聞』第一四編「開化의 等級」「全書』I 395頁。
- 161) 『尹致昊日記』2巻 1892年12月29日字 449頁。
- 162) 渡辺浩・前掲註(159) 138頁参照。
- 163) グレゴリー・ヘンダーソン(鈴木沙雄ほか訳)『朝鮮の政治社会』(サイマル出版社, 1986年) 27頁。
- 164) 小川晴久「慕華と自尊の間—18世紀朝鮮知識人の中国観—」紀要比較文化研究19輯(東京大学教養学部, 1980年) 20頁。
- 165) 小川晴久・前掲註(164) 20頁。
- 166) 小川晴久・前掲註(164) 20頁。